

【県版 新旧対照表】

【泉版 新旧対照表】

		業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)										
ページ番号	現 行	改 定	備 考										
1-6	5-3 変更設計書(実施設計)の作成 本工事内訳書, 明細書, 代価表, 単価表の記載は以下のとおり() 書で表示するものとする。 元・・・・・・・・(〇〇〇〇) として上段に書く。 変更・・・・・・・・ 〇〇〇〇として下段に書く。 () 新規・・・・・・・・ 〇〇〇〇 として下段に書く。 (〇〇〇〇) 廃工・・・・・・・・ として下段に書く。 変更なし・・・・・・・・ 〇〇〇〇として上段に書く。	5-3 変更設計書(実施設計)の作成 本工事内訳書, 明細書, 代価表, 単価表の記載は以下のとおり() 書で表示するものとする。 元・・・・・・・・(〇〇〇〇) として上段に書く。 変更・・・・・・・・ 〇〇〇〇として下段に書く。 () 新規・・・・・・・・ 〇〇〇〇 として下段に書く。 (〇〇〇〇) 廃工・・・・・・・・ として下段に書く。 変更なし・・・・・・・・ 〇〇〇〇として下段に書く。 但し, 電算による設計書は所定の様式によるものとする。											
2-4	2) 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算 「測量業務, 地質調査業務, 土木設計業務, 調査, 計画業務」については, 各業務に対して定められた係数(下記表を参照)に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を, 日当・宿泊料として積算すること。 なお, 適用する区分は積算基準書に準拠する。 往復旅行時間にかかる直接人件費については, 別途計上する。 同一業務の中で, 複数区分の積算を行う場合は, それぞれの区分の率を用いて算出すること。 <table><tr><th>区 分</th><th>日当・宿泊料(千円)</th></tr><tr><td>測 量 業 務</td><td>7.3X</td></tr><tr><td>地 質 調 査 業 務</td><td>6.6X</td></tr><tr><td>土 木 設 計 業 務</td><td>9.1X</td></tr><tr><td>調 査 , 計 画 業 務</td><td>9.1X</td></tr></table> X: 延べ宿泊日数及び滞在日数(休日補正日数は除く)	区 分	日当・宿泊料(千円)	測 量 業 務	7.3X	地 質 調 査 業 務	6.6X	土 木 設 計 業 務	9.1X	調 査 , 計 画 業 務	9.1X	2) 率を用いた場合の宿泊費・宿泊手当の積算 ① 宿泊費 宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし, その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年5月1日大蔵省令第45号)(以下, 旅費支給規定とする)で定める額(宿泊費基準額)と現に支払った額を比較し, いずれか少ない額とする。 なお, 宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。(旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため, 税抜き価格を積み上げるよう注意すること。) ② 宿泊手当 宿泊手当は, 宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし, その額は, 通常要する費用の額を勘案して旅費支給規程第十四条(宿泊手当の定額等)で定める一夜当たりの定額とする。(旅費支給規程別表第三の額は消費税込みで記載されているため, 税抜き価格を積み上げるよう注意すること。)	
区 分	日当・宿泊料(千円)												
測 量 業 務	7.3X												
地 質 調 査 業 務	6.6X												
土 木 設 計 業 務	9.1X												
調 査 , 計 画 業 務	9.1X												

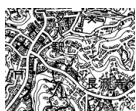
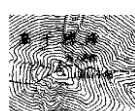
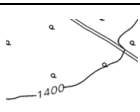
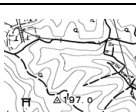
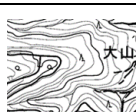
【県版 新旧対照表】

業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
-----	-----------------

ページ番号	現 行	改 定	備 考																																		
2-5	4) 上記 1) の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」によるものとする。 なお、測量業務においては、滞在地から現地までのライトバン運転にかかる機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率に、含まれているため、別途計上しない。 1-2-2 旅費交通費の扱い (1) 旅費交通費の算定において、普通日額旅費については積算上、計上しないものとする。 (2) 鉄道運賃等 1) 鉄道運賃等については、その乗車に要する運賃を計上する。 2) 複数の路線がある場合は、安い方の運賃を計上する。 3) 特急料金等については、下記により計上するものとする。 ① 特急列車を運行している区間については、片道 100 km 以上(乗車可能区間)であれば、特急料金を計上する。 ② 急行列車を運行している区間については、片道 50 km 以上(乗車可能区間)であれば、急行料金を計上する。	4) 上記 1) の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、各所管の「旅費取扱規則」によるものとする。 なお、測量業務においては、滞在地から現地までのライトバン運転にかかる機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率に、含まれているため、別途計上しない。 1-2-2 旅費交通費の扱い (1) 鉄道賃等 1)-1 鉄道賃等については、その乗車に要する運賃（特急料金等を含む）を計上する。 1)-2 複数の経路がある場合、以下①～⑤のいずれかに該当する経路の鉄道賃等を計上することができる。 ① 最も安価な経路 ② 最も安価な経路に比べて、移動時間の短縮が可能である経路 ③ 最も安価な経路に比べて、乗換回数が少ない等、交通の遅延等による経路変更や取消・変更料の発生の危険性が低い経路 ④ 最も安価な経路が航空機を用いない経路である場合において、最も安価な経路によると出発地から用務先までの旅行時間に 4 時間程度以上を要するときの、航空機を用いる経路 ⑤ 最も安価な経路では日帰りができない場合において、日帰りが可能となる経路 (2) 宿泊費 宿泊費については、1-2-1(2)2)①のとおりとする。 (3) 宿泊手当 宿泊手当については、1-2-1(2)2)②のとおりとする。																																			
3-4	(1) 諸経費率標準値 <table><tr><td>直 接 測 量 費 (成果検定費を除く)</td><td>50 万円以下</td><td colspan="2">50 万円を超え 1 億円以下</td><td>1 億円を超えるもの</td></tr><tr><td rowspan="2">適 用 区 分 等</td><td rowspan="2">下記の率とする</td><td colspan="2">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による</td><td rowspan="2">下記の率とする</td></tr><tr><td>A</td><td>b</td></tr><tr><td>率 又 は 変 数 値</td><td>81.2%</td><td>371.23</td><td>-0.107</td><td>51.7%</td></tr></table>	直 接 測 量 費 (成果検定費を除く)	50 万円以下	50 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの	適 用 区 分 等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	率 又 は 変 数 値	81.2%	371.23	-0.107	51.7%	(1) 諸経費率標準値 <table><tr><td>直 接 測 量 費 (成果検定費を除く)</td><td>50 万円以下</td><td colspan="2">50 万円を超え 1 億円以下</td><td>1 億円を超えるもの</td></tr><tr><td rowspan="2">適 用 区 分 等</td><td rowspan="2">下記の率とする</td><td colspan="2">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による</td><td rowspan="2">下記の率とする</td></tr><tr><td>A</td><td>b</td></tr><tr><td>率 又 は 変 数 値</td><td>85.8%</td><td>288.50</td><td>-0.084</td><td>61.4%</td></tr></table>	直 接 測 量 費 (成果検定費を除く)	50 万円以下	50 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの	適 用 区 分 等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	率 又 は 変 数 値	85.8%	288.50	-0.084	61.4%	
直 接 測 量 費 (成果検定費を除く)	50 万円以下	50 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの																																	
適 用 区 分 等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																	
		A	b																																		
率 又 は 変 数 値	81.2%	371.23	-0.107	51.7%																																	
直 接 測 量 費 (成果検定費を除く)	50 万円以下	50 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの																																	
適 用 区 分 等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																	
		A	b																																		
率 又 は 変 数 値	85.8%	288.50	-0.084	61.4%																																	

【県版 新旧対照表】

業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
-----	-----------------

ページ番号	現 行					改 定					備 考
3-12	区分	平 地	丘 陵 地	低 山 地	高 山 地	区分	平 地	丘 陵 地	低 山 地	高 山 地	
	大市街地					大市街地					
	市街地(甲)					市街地(甲)					
	市街地(乙)					市街地(乙)					
	都市近郊					都市近郊					
	耕地					耕地					
	原野					原野					
	森林					森林					

【県版 新旧対照表】

業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
-----	-----------------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
3-63	8-2-2 運 航 1. 運航時間 (1) 空輸時間 航空機を常駐し管理している飛行場（以下、「本拠飛行場」という。）が、撮影地にできるだけ近く選定した撮影基地飛行場（以下「撮影飛行場」という。表-2 参照^{※1}）でない場合に、本拠飛行場から撮影飛行場まで航空機を空輸する時間（往復）であって、次式により算定する。また、この空輸した先の撮影飛行場を前進飛行場という。 $\text{空輸時間} = \frac{\text{〔撮影基地〕の往復直線距離 (km)}^{※1}}{\text{基地空輸運航速度}^{※2}} + \text{〔離着陸時間 (h)}^{※3} \times 2 \cdots \text{①}$ ※1. 撮影飛行場までの往復直線距離は、表-2を参照。ただし、表に掲載されていない区間については、<u>【図 8-1 撮影・計測飛行場一覧】</u>の経緯度を用いて直線距離を計算する。なお、数値は1の位を四捨五入（10km単位）とする。 ※2. 250km/hとする。 ※3. 片道の離着陸時間を0.5時間とする。	8-2-2 運 航 1. 運航時間 (1) 空輸時間 航空機を常駐し管理している飛行場（以下、「本拠飛行場」という。）が、撮影地にできるだけ近く選定した撮影飛行場（以下「撮影飛行場」という。表-2 参照^{※1}）でない場合に、本拠飛行場から撮影飛行場まで航空機を空輸する時間（往復）であって、次式により算定する。また、この空輸した先の撮影飛行場を前進飛行場という。 $\text{空輸時間} = \frac{\text{〔前進飛行場〕の往復直線距離 (km)}^{※1}}{\text{空輸運航速度}^{※2}} + \text{〔離着陸時間 (h)}^{※3} \times 2 \cdots \text{①}$ ※1. 撮影飛行場までの往復直線距離は、表-2を参照。ただし、表に掲載されていない区間については、<u>【図 8-1 撮影・計測飛行場一覧】</u>の経緯度を用いて直線距離を計算する。なお、数値は1の位を四捨五入（10km単位）とする。前進飛行場が複数の場合にあっては前進飛行場間の直線距離も含む。 ※2. 250km/hとする。 ※3. 片道の離着陸時間を0.5時間とする。	
3-67	A 撮影飛行場・撮影地間往復時間 撮影飛行場・撮影地間往復時間の算定にあたっては、判定式②-1式により近距離又は遠距離の判定を行う。 $\left(\begin{array}{l} \text{撮影飛行場・撮影地間} \\ \text{往復直線距離 (a km)} \end{array} \right) = \text{機種別係数}^{※1} (C) \times \text{撮影高度}^{※2} (\text{Hkm}) \cdots \text{②-1}$ a (km) ≤ C・H (km) を近距離, a (km) > C・H (km) を遠距離とする。 ※1. C=35とする。 ※2. 撮影高度は、撮影基準面（撮影地の最高地点と最低地点の平均標高値）に撮影地の対地高度を加えた値とする。	A 撮影飛行場・撮影地間往復時間 撮影飛行場・撮影地間往復時間の算定にあたっては、判定式②-1式により近距離又は遠距離の判定を行う。 $\left(\begin{array}{l} \text{撮影飛行場・撮影地間} \\ \text{往復直線距離 (a km)}^{※1} \end{array} \right) = \text{機種別係数}^{※2} (C) \times \text{撮影高度}^{※3} (\text{Hkm}) \cdots \text{②-1}$ a (km) ≤ C・H (km) を近距離, a (km) > C・H (km) を遠距離とする。 ※1. 撮影飛行場・撮影地間往復直線距離は小数点以下四捨五入(1km単位)する。 ※2. C=35とする。 ※3. 撮影高度は、撮影基準面（撮影地の最高地点と最低地点の平均標高値）に撮影地の対地高度を加えた値とする。	

【県版 新旧対照表】

業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
-----	-----------------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
3-71	8-2-5 撮影費の算定 本撮影, GNSS/IMU 装置初期化時間, コース進入, 及び補備撮影に要する時間(以上を純撮影運航時間とする)に応ずるデジタル航空カメラ損料等であり, 次式により算定する。 $(\text{撮影費}) = [\text{純撮影運航時間}] \times [1 \text{ 時間当り撮影費}] \cdots \cdots \text{⑫}$ $= [③+④+⑤] \times 1.3 \times [1 \text{ 時間当りデジタル航空カメラ損料等}] *$ ※は測量機械損料等算定表を参照。 8-2-6 写真枚数の算定 写真枚数の算定は次式により算定する。安全率は補備撮影による写真枚数の増を見込んだ係数である。 $[\text{写真枚数}] = \frac{[\text{撮影コース延長 (km)}]}{[\text{撮影基線長 (km)}]} \times 1.2 \text{ (安全率)} \cdots \cdots \text{⑬}$ $[\text{撮影基線長}] = [\text{撮影方向に平行な画郭 1 辺の実距離}] \times \left(1 - \frac{60}{100}\right) \cdots \text{⑭}$	8-2-5 撮影費の算定 撮影費は, 本撮影, GNSS/IMU 装置初期化時間, コース進入, 及び補備撮影に要する時間(以上を純撮影運航時間とする)に応ずるデジタル航空カメラ損料等であり, 次式により算定する。 $(\text{撮影費}) = [\text{純撮影運航時間}] \times [1 \text{ 時間当り撮影費}] \cdots \cdots \text{⑫}$ $= [③+④+⑤] \times 1.3 \times [1 \text{ 時間当りデジタル航空カメラ損料等}] *$ ※は測量機械損料等算定表を参照。 8-2-6 写真枚数の算定 写真枚数の算定は次式により算定する。安全率は補備撮影による写真枚数の増を見込んだ係数である。 $[\text{写真枚数}]^{*1} = \frac{[\text{撮影コース延長 (km)}]}{[\text{撮影基線長 (km)}]} \times 1.2 \text{ (安全率)} \cdots \cdots \text{⑬}$ $[\text{撮影基線長}]^{*2} = [\text{撮影方向に平行な画郭 1 辺の実距離}] \times \left(1 - \frac{60}{100}\right) \cdots \text{⑭}$ ※1. 小数点以下は切り捨てて整数にする。 ※2. 小数第 4 位を四捨五入 (0.001km 単位) する。	
3-85	8. 本歩掛の作業計画は, 公共測量作業規程第 114 条に基づき, 工程別に作成するものである	8. 本歩掛の作業計画は, 公共測量作業規程第 113 条に基づき, 工程別に作成するものである	
3-87	10-1-2 運 航 1. 運航時間 (1) 空輸時間 航空機を常駐し管理している飛行場(以下,「本拠飛行場」という。)が, 計測地にできるだけ近く選定した計測飛行場(以下「計測飛行場」という。【8-2 撮影の積算方式 表-2】参照^{*1})でない場合に, 本拠飛行場から計測飛行場まで航空機を空輸する時間(往復)であって, 次式により算定する。また, この空輸した先の計測飛行場を前進飛行場という。 $\text{空輸時間} = \left(\frac{[\text{計測飛行場迄の往復直線距離 (km)}]^{*1}}{\text{空輸運航速度}^{*2}} \right) + \left(\text{離着陸時間 (h)}^{*3} \right) \times 2 \cdots \text{①}$ ※1. 計測飛行場までの往復直線距離は【8-2 撮影の積算方式 表-2】を参照。ただし, 表に掲載されていない区間については, 【8-2 撮影の積算方式 図 8-1】の経緯度を用いて直線距離を計算する。なお, 数値は 1 の位を四捨五入 (10km 単位) とする。 ※2. 250km/h とする。 ※3. 片道の離着陸時間を 0.5 時間とする。	10-1-2 運 航 1. 運航時間 (1) 空輸時間 航空機を常駐し管理している飛行場(以下,「本拠飛行場」という。)が, 計測地にできるだけ近く選定した計測飛行場(以下「計測飛行場」という。【8-2 撮影の積算方式 表-2】参照^{*1})でない場合に, 本拠飛行場から計測飛行場まで航空機を空輸する時間(往復)であって, 次式により算定する。また, この空輸した先の計測飛行場を前進飛行場という。 $\text{空輸時間} = \left(\frac{[\text{前進飛行場迄の往復直線距離 (km)}]^{*1}}{\text{空輸運航速度}^{*2}} \right) + \left(\text{離着陸時間 (h)}^{*3} \right) \times 2 \cdots \text{①}$ ※1. 計測飛行場までの往復直線距離は【8-2 撮影の積算方式 表-2】を参照。ただし, 表に掲載されていない区間については, 【8-2 撮影の積算方式 図 8-1】の経緯度を用いて直線距離を計算する。なお, 数値は 1 の位を四捨五入 (10km 単位) とする。 前進飛行場が複数の場合にあっては前進飛行場間の直線距離も含む。 ※2. 250km/h とする。 ※3. 片道の離着陸時間を 0.5 時間とする。	

【県版 新旧対照表】

		業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
ページ番号	現 行	改 定	備 考
3-88	A. 計測飛行場・計測地間往復時間 計測飛行場・計測地間往復時間の算定にあたっては、判定的式②-1 式により近距離又は遠距離の判定を行う。 $\left(\begin{array}{l} \text{計測飛行場・計測地間} \\ \text{往復直線距離(a km)} \end{array} \right) = \text{機種別係数}^{\ast 1} \text{(C)} \times \text{計測高度}^{\ast 2} \text{(Hkm)} \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \text{②-1}$ a (km) ≤ C・H (km) を近距離, a (km) > C・H (km) を遠距離とする。 ※1. C=35 とする。 ※2. 計測高度は、計測基準面（計測値の最高地点と最低地点の平均標高値）に計測値の対地高度（1,500m を標準とする）を加えた値とする。	A. 計測飛行場・計測地間往復時間 計測飛行場・計測地間往復時間の算定にあたっては、判定的式②-1 式により近距離又は遠距離の判定を行う。 $\left(\begin{array}{l} \text{計測飛行場・計測地間} \\ \text{往復直線距離(a km)}^{\ast 1} \end{array} \right) = \text{機種別係数}^{\ast 2} \text{(C)} \times \text{計測高度}^{\ast 3} \text{(Hkm)} \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \text{②-1}$ a (km) ≤ C・H (km) を近距離, a (km) > C・H (km) を遠距離とする。 ※1. 計測飛行場・計測地間往復直線距離は小数点以下四捨五入（1km 単位）する。 ※2. C=35 とする。 ※3. 計測高度は、計測基準面（計測値の最高地点と最低地点の平均標高値）に計測値の対地高度（1,500m を標準とする）を加えた値とする。	
3-92	10-1-5 計測費の算定 本計測, GNSS/IMU 装置初期化時間, コース進入及び補備計測に要する時間（以上を純計測運航時間とする）に応ずる航空レーザ測量システム損料等であり, 次式により算定する。	10-1-5 計測費の算定 計測費は、本計測, GNSS/IMU 装置初期化時間, コース進入及び補備計測に要する時間（以上を純計測運航時間とする）に応ずる航空レーザ測量システム損料等であり, 次式により算定する。	
3-133	(注) 1. 本歩掛の適用範囲は測定面積 0.2km² 以下とする。 2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。 3. 標定点および検証点の設置・観測については対空標識の設置・撤去を含む。 4. 基準点測量（基準点の設置）は、別途計上する。 5. 機械経費、通信運搬費等、材料費については別途計上する。 6. 本歩掛のうち作業計画については、UAV レーザ測量の作業計画に係る費用以外は含まない。	(注) 1. 本歩掛の適用範囲は測定面積 0.2km² 以下とする。 2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。 3. 標定点および検証点の設置・観測については対空標識の設置・撤去を含む。 4. 基準点測量（基準点の設置）は、別途計上する。 5. 機械経費、通信運搬費等、材料費については別途計上する。 6. 本歩掛のうち作業計画については、UAV レーザ測量の作業計画に係る費用以外は含まない。 7. 本歩掛には、「グリッドデータ」、「グラウンドデータ」、「等高線データ」、「縦横断面図データファイル」に係る作成費用は含まない。	

【県版 新旧対照表】

業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
-----	-----------------

ページ番号	現	行	改	定	備	考	
3-156	第 15 節 機械経費等		第 15 節 機械経費等				
	15-1 機械経費, 通信運搬費等, 材料費		15-1 機械経費, 通信運搬費等, 材料費				
	(1) 測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合		(1) 測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合				
	作業	作業名	機械 経费率	通信運搬 費等率			材料 费率
	3-1-1	1 級基準点測量 新点 5 点	11.5%	1.5%			2.5%
	3-2-1-1	2 級基準点測量 新点 10 点 伐採有り	9.0%	6.5%			2.0%
	3-2-1-2	2 級基準点測量 新点 10 点 伐採なし	9.5%	1.5%			2.5%
	3-3-1-1	3 級基準点測量 新点 20 点 伐採有り 永久標識設置有り	2.5%	4.0%			1.0%
	3-3-1-2	3 級基準点測量 新点 20 点 伐採有り 永久標識設置なし	2.5%	4.0%			1.0%
	3-3-1-3	3 級基準点測量 新点 20 点 伐採なし 永久標識設置有り	2.5%	1.5%			1.0%
	3-3-1-4	3 級基準点測量 新点 20 点 伐採なし 永久標識設置なし	2.5%	1.5%			1.0%
	3-4-1-1	4 級基準点測量 新点 35 点 永久標識設置なし 伐採有り	2.5%	7.0%			2.0%
	3-4-1-2	4 級基準点測量 新点 35 点 永久標識設置なし 伐採なし	2.5%	2.5%			2.5%
	3-5-1	基準点設置 新点 10 点 地上埋設 (普通)	1.5%	3.0%			15.5%
	3-5-2	基準点設置 新点 10 点 地上埋設 (上面舗装)	1.5%	3.0%			16.0%
	3-5-3	基準点設置 新点 10 点 地下埋設	1.5%	3.0%			12.0%
	3-5-4	基準点設置 新点 10 点 屋上埋設	2.0%	2.0%			10.0%
	3-5-5	基準点設置 新点 10 点 コンクリート杭設置	2.0%	2.0%			5.0%
	4-1-1	水準測量 1 級水準測量観測 (レベル等による)	9.5%	0.5%			1.0%
	4-1-2	水準測量 2 級水準測量観測 (レベル等による)	6.0%	1.0%			1.0%
	4-1-3	水準測量 3 級水準測量観測 (レベル等による)	3.5%	0.5%			1.5%
4-1-4	水準測量 4 級水準測量観測 (レベル等による)	2.5%	1.0%	3.5%			
4-2-1	水準点設置 水準点設置 (永久標識)	2.0%	1.5%	19.0%			
4-2-2	水準点設置 水準点設置 (永久標識以外)	1.5%	4.5%	3.0%			
5-1	路線測量 作業計画	0.0%	0.0%	0.0%			
5-2	路線測量 現地踏査	2.0%	0.0%	7.0%			
5-3	路線測量 伐採	1.0%	0.0%	2.0%			

第 15 節 機械経費等	第 15 節 機械経費等			
15-1 機械経費, 通信運搬費等, 材料費	15-1 機械経費, 通信運搬費等, 材料費			
(1) 測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合	(1) 測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合			
作業	作業名	機械 経费率	通信運搬 費等率	材料 费率
3-1-1	1 級基準点測量 新点 5 点	12.0%	1.5%	2.5%
3-2-1-1	2 級基準点測量 新点 10 点 伐採有り	9.0%	5.5%	2.0%
3-2-1-2	2 級基準点測量 新点 10 点 伐採なし	9.5%	1.5%	2.0%
3-3-1-1	3 級基準点測量 新点 20 点 伐採有り 永久標識設置有り	2.5%	3.5%	1.0%
3-3-1-2	3 級基準点測量 新点 20 点 伐採有り 永久標識設置なし	2.5%	3.5%	1.0%
3-3-1-3	3 級基準点測量 新点 20 点 伐採なし 永久標識設置有り	2.5%	1.5%	1.0%
3-3-1-4	3 級基準点測量 新点 20 点 伐採なし 永久標識設置なし	2.5%	1.5%	1.0%
3-4-1-1	4 級基準点測量 新点 35 点 永久標識設置なし 伐採有り	2.5%	6.5%	2.0%
3-4-1-2	4 級基準点測量 新点 35 点 永久標識設置なし 伐採なし	2.5%	2.5%	2.0%
3-5-1	基準点設置 新点 10 点 地上埋設 (普通)	1.5%	2.5%	14.0%
3-5-2	基準点設置 新点 10 点 地上埋設 (上面舗装)	1.5%	2.5%	14.5%
3-5-3	基準点設置 新点 10 点 地下埋設	1.5%	2.5%	11.0%
3-5-4	基準点設置 新点 10 点 屋上埋設	2.0%	1.5%	9.0%
3-5-5	基準点設置 新点 10 点 コンクリート杭設置	2.0%	2.0%	5.0%
4-1-1	水準測量 1 級水準測量観測 (レベル等による)	9.0%	0.5%	1.0%
4-1-2	水準測量 2 級水準測量観測 (レベル等による)	5.5%	1.0%	1.0%
4-1-3	水準測量 3 級水準測量観測 (レベル等による)	3.0%	0.5%	1.5%
4-1-4	水準測量 4 級水準測量観測 (レベル等による)	2.5%	1.0%	3.5%
4-2-1	水準点設置 水準点設置 (永久標識)	2.0%	1.5%	18.0%
4-2-2	水準点設置 水準点設置 (永久標識以外)	1.5%	4.5%	2.5%
5-1	路線測量 作業計画	0.0%	0.0%	0.0%
5-2	路線測量 現地踏査	1.5%	0.0%	6.5%
5-3	路線測量 伐採	1.0%	0.0%	1.5%

【県版 新旧対照表】

業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
-----	-----------------

ページ番号	現 行					改 定					備 考
3-157	作業	作業名	機械 経费率	通信運搬 費等率	材料 费率	作業	作業名	機械 経费率	通信運搬 費等率	材料 费率	
	5-4	路線測量 線形決定 (条件点の観測)	4.0%	0.0%	5.0%	5-4	路線測量 線形決定 (条件点の観測)	4.0%	0.0%	4.5%	
	5-5	路線測量 線形決定	1.0%	0.0%	2.5%	5-5	路線測量 線形決定	0.5%	0.0%	2.5%	
	5-6	路線測量 I P 設置	3.5%	0.0%	3.0%	5-6	路線測量 I P 設置	4.0%	0.0%	3.0%	
	5-7	路線測量 中心線測量	4.0%	0.0%	6.0%	5-7	路線測量 中心線測量	4.0%	0.0%	5.5%	
	5-8	路線測量 仮BM設置測量	2.5%	0.0%	2.0%	5-8	路線測量 仮BM設置測量	2.5%	0.0%	2.0%	
	5-9	路線測量 縦断測量	2.5%	0.0%	3.0%	5-9	路線測量 縦断測量	2.5%	0.0%	3.0%	
	5-10	路線測量 横断測量	2.5%	0.0%	3.0%	5-10	路線測量 横断測量	2.5%	0.0%	2.5%	
	5-11	路線測量 詳細測量 (縦断測量)	3.0%	0.0%	9.0%	5-11	路線測量 詳細測量 (縦断測量)	3.0%	0.0%	8.5%	
	5-12	路線測量 詳細測量 (横断測量)	3.0%	0.0%	5.5%	5-12	路線測量 詳細測量 (横断測量)	2.5%	0.0%	5.5%	
	5-13	路線測量 用地幅杭設置測量	4.0%	0.0%	6.5%	5-13	路線測量 用地幅杭設置測量	4.0%	0.0%	6.0%	
	6-1-1	河川測量 作業計画	0.0%	0.0%	0.0%	6-1-1	河川測量 作業計画	0.0%	0.0%	0.0%	
	6-1-2	河川測量 現地踏査	1.0%	0.0%	6.5%	6-1-2	河川測量 現地踏査	1.0%	0.0%	6.0%	
	6-1-3	河川測量 距離標設置測量	4.5%	0.0%	19.0%	6-1-3	河川測量 距離標設置測量	5.0%	0.0%	20.0%	
	6-1-4	河川測量 水準基標測量	6.0%	0.0%	0.5%	6-1-4	河川測量 水準基標測量	5.5%	0.0%	0.5%	
	6-1-5	河川測量 河川定期縦断測量 直接水準	3.0%	0.0%	5.5%	6-1-5	河川測量 河川定期縦断測量 直接水準	3.0%	0.0%	5.5%	
	6-1-6	河川測量 河川定期横断測量 直接水準 (平地)	2.5%	0.0%	1.0%	6-1-6	河川測量 河川定期横断測量 直接水準 (平地)	2.5%	0.0%	1.0%	
	6-1-7	河川測量 河川定期横断測量 複写	9.0%	0.0%	12.0%	6-1-7	河川測量 河川定期横断測量 複写	9.0%	0.0%	12.0%	
	6-1-8	河川測量 河川定期横断測量 直接水準 (山地)	3.5%	0.0%	1.5%	6-1-8	河川測量 河川定期横断測量 直接水準 (山地)	3.5%	0.0%	1.5%	
	6-1-9	河川測量 河川定期横断測量 間接水準 (山地)	3.0%	0.0%	2.0%	6-1-9	河川測量 河川定期横断測量 間接水準 (山地)	3.0%	0.0%	2.0%	
	6-1-10	河川測量 法線測量	4.0%	0.0%	4.0%	6-1-10	河川測量 法線測量	4.5%	0.0%	3.5%	
	7-1	深浅測量 作業計画	0.0%	0.0%	0.0%	7-1	深浅測量 作業計画	0.0%	0.0%	0.0%	
	7-2-1-1	深浅測量 ダム・貯水池深浅測量	1.5%	0.0%	2.5%	7-2-1-1	深浅測量 ダム・貯水池深浅測量	1.5%	0.0%	2.5%	
	7-2-1-2	深浅測量 ダム・貯水池深浅測量+音響測深機	2.5%	0.0%	2.5%	7-2-1-2	深浅測量 ダム・貯水池深浅測量+音響測深機	2.5%	0.0%	2.5%	
	7-3-1-1	深浅測量 河川深浅測量	2.0%	0.0%	2.5%	7-3-1-1	深浅測量 河川深浅測量	2.0%	0.0%	2.5%	
	7-3-1-2	深浅測量 河川深浅測量+音響測深機	3.5%	0.0%	2.5%	7-3-1-2	深浅測量 河川深浅測量+音響測深機	3.5%	0.0%	2.5%	

【県版 新旧対照表】

業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
-----	-----------------

ページ番号	現 行					改 定					備 考
3-158	作業	作業名	機械 経費率	通信運搬 費等率	材料 費率	作業	作業名	機械 経費率	通信運搬 費等率	材料 費率	
	7-4-1-1	深浅測量 海岸深浅測量	2.5%	0.0%	3.0%	7-4-1-1	深浅測量 海岸深浅測量	2.5%	0.0%	2.5%	
	7-4-1-2	深浅測量 海岸深浅測量+音響測深機	4.0%	0.0%	3.0%	7-4-1-2	深浅測量 海岸深浅測量+音響測深機	4.5%	0.0%	2.5%	
	8-3-1-1	撮影 撮影(デジタル) 撮影計画	0.0%	0.0%	0.5%	8-3-1-1	撮影 撮影(デジタル) 撮影計画	0.0%	0.0%	0.5%	
	8-3-1-2	撮影 撮影(デジタル) 総運航				8-3-1-2	撮影 撮影(デジタル) 総運航				
	8-3-1-3	撮影 撮影(デジタル) 撮影				8-3-1-3	撮影 撮影(デジタル) 撮影				
	8-3-1-4	撮影 撮影(デジタル) 滞留	0.0%	1.5%	0.0%	8-3-1-4	撮影 撮影(デジタル) 滞留	0.0%	1.5%	0.0%	
	8-3-1-5	撮影 撮影(デジタル) GNSS/IMU 計算	0.5%	0.0%	0.0%	8-3-1-5	撮影 撮影(デジタル) GNSS/IMU 計算	0.5%	0.0%	0.0%	
	8-3-1-6	撮影 撮影(デジタル) 数値写真作成	60.5%	0.0%	13.5%	8-3-1-6	撮影 撮影(デジタル) 数値写真作成	53.5%	0.0%	16.0%	
	8-4-1	標定点及び同時調整 対空標識の設置 (写真縮尺 1/10,000～12,500)	1.0%	0.5%	2.0%	8-4-1	標定点及び同時調整 対空標識の設置 (写真縮尺 1/10,000～12,500)	1.0%	0.5%	2.0%	
	8-4-2	標定点測量及び同時調整 標定点測量	8.0%	0.0%	0.5%	8-4-2	標定点測量及び同時調整 標定点測量	8.5%	0.0%	0.5%	
	8-4-3	標定点測量及び同時調整 簡易水準測量	6.0%	0.5%	0.5%	8-4-3	標定点測量及び同時調整 簡易水準測量	5.5%	0.5%	0.5%	
	8-4-5	標定点測量及び同時調整 同時調整	31.0%	0.0%	0.0%	8-4-5	標定点測量及び同時調整 同時調整	31.5%	0.0%	0.0%	
	8-5-1-1	数値図化 数値図化 レベル 1,000 作業計画	0.5%	0.0%	0.0%	8-5-1-1	数値図化 数値図化 レベル 1,000 作業計画	0.5%	0.0%	0.0%	
	8-5-1-2	数値図化 数値図化 レベル 1,000 現地調査	3.0%	0.5%	2.0%	8-5-1-2	数値図化 数値図化 レベル 1,000 現地調査	2.5%	0.5%	2.0%	
	8-5-1-3	数値図化 数値図化 レベル 1,000 数値図化	35.0%	0.0%	0.5%	8-5-1-3	数値図化 数値図化 レベル 1,000 数値図化	35.5%	0.0%	0.5%	
	8-5-1-4	数値図化 数値図化 レベル 1,000 数値編集	12.5%	0.0%	0.5%	8-5-1-4	数値図化 数値図化 レベル 1,000 数値編集	12.5%	0.0%	0.5%	
	8-5-1-5	数値図化 数値図化 レベル 1,000 補測編集	7.5%	0.5%	3.0%	8-5-1-5	数値図化 数値図化 レベル 1,000 補測編集	7.5%	0.5%	3.0%	
	8-5-1-6	数値図化 数値図化 レベル 1,000 数値地形図 データファイルの作成	16.0%	0.0%	0.0%	8-5-1-6	数値図化 数値図化 レベル 1,000 数値地形図 データファイルの作成	16.0%	0.0%	0.0%	
	8-5-2-1	数値図化 数値図化 レベル 2,500 作業計画	0.0%	0.0%	0.0%	8-5-2-1	数値図化 数値図化 レベル 2,500 作業計画	0.0%	0.0%	0.0%	
	8-5-2-2	数値図化 数値図化 レベル 2,500 現地調査	2.0%	0.5%	2.0%	8-5-2-2	数値図化 数値図化 レベル 2,500 現地調査	2.0%	0.5%	2.0%	
	8-5-2-3	数値図化 数値図化 レベル 2,500 数値図化	49.0%	0.0%	0.5%	8-5-2-3	数値図化 数値図化 レベル 2,500 数値図化	49.0%	0.0%	0.5%	
	8-5-2-4	数値図化 数値図化 レベル 2,500 数値編集	14.0%	0.0%	0.0%	8-5-2-4	数値図化 数値図化 レベル 2,500 数値編集	14.0%	0.0%	0.0%	
	8-5-2-5	数値図化 数値図化 レベル 2,500 補測編集	8.0%	0.5%	1.5%	8-5-2-5	数値図化 数値図化 レベル 2,500 補測編集	7.5%	0.5%	1.5%	
	8-5-2-6	数値図化 数値図化 レベル 2,500 数値地形図 データファイルの作成	23.5%	0.0%	0.0%	8-5-2-6	数値図化 数値図化 レベル 2,500 数値地形図 データファイルの作成	24.0%	0.0%	0.0%	

【県版 新旧対照表】

業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
-----	-----------------

ページ番号	現 行					改 定					備 考
3-159	作業	作業名	機械 経費率	通信運搬 費等率	材料 費率	作業	作業名	機械 経費率	通信運搬 費等率	材料 費率	
	9-1-1	現地測量 現地測量（作業計画）（S=1/500）	0.0%	0.0%	0.0%	9-1-1	現地測量 現地測量（作業計画）（S=1/500）	0.0%	0.0%	0.0%	
	9-1-2	現地測量 現地測量（S=1/500）	6.0%	0.5%	2.0%	9-1-2	現地測量 現地測量（S=1/500）	5.0%	0.5%	2.0%	
	10-2-1-1	航空レーザ測量 数値図化 レベル 1,000 全体計画	1.0%	0.0%	0.0%	10-2-1-1	航空レーザ測量 数値図化 レベル 1,000 全体計画	1.0%	0.0%	0.0%	
	10-2-1-2	航空レーザ測量 数値図化 レベル 1,000 計測計画	9.5%	0.0%	5.0%	10-2-1-2	航空レーザ測量 数値図化 レベル 1,000 計測計画	10.0%	0.0%	5.0%	
	10-2-1-3	航空レーザ測量 数値図化 レベル 1,000 総運航				10-2-1-3	航空レーザ測量 数値図化 レベル 1,000 総運航				
	10-2-1-4	航空レーザ測量 数値図化 レベル 1,000 計測				10-2-1-4	航空レーザ測量 数値図化 レベル 1,000 計測				
	10-2-1-5	航空レーザ測量 数値図化 レベル 1,000 滞留	0.0%	1.5%	0.0%	10-2-1-5	航空レーザ測量 数値図化 レベル 1,000 滞留	0.0%	1.5%	0.0%	
	10-2-1-6	航空レーザ測量 数値図化 レベル 1,000 調整点の設置	29.5%	0.0%	1.0%	10-2-1-6	航空レーザ測量 数値図化 レベル 1,000 調整点の設置	32.5%	0.0%	1.0%	
	10-2-1-7	航空レーザ測量 数値図化 レベル 1,000 点群データ及びオリジナルデータ作成	11.0%	0.0%	0.0%	10-2-1-7	航空レーザ測量 数値図化 レベル 1,000 点群データ及びオリジナルデータ作成	11.0%	0.0%	0.0%	
	10-2-1-8	航空レーザ測量 数値図化 レベル 1,000 グラウンドデータ作成	11.5%	0.0%	0.5%	10-2-1-8	航空レーザ測量 数値図化 レベル 1,000 グラウンドデータ作成	12.0%	0.0%	0.5%	
	10-2-1-9	航空レーザ測量 数値図化 レベル 1,000 グリッド（標高）データ 作成	11.5%	0.0%	0.0%	10-2-1-9	航空レーザ測量 数値図化 レベル 1,000 グリッド（標高）データ 作成	11.5%	0.0%	0.0%	
	10-2-1-10	航空レーザ測量 数値図化 レベル 1,000 等高線データ作成	11.0%	0.0%	0.0%	10-2-1-10	航空レーザ測量 数値図化 レベル 1,000 等高線データ作成	11.0%	0.0%	0.0%	
	10-2-1-11	航空レーザ測量 数値図化 レベル 1,000 成果データファイルの作成	10.5%	0.0%	2.0%	10-2-1-11	航空レーザ測量 数値図化 レベル 1,000 成果データファイルの作成	10.5%	0.0%	2.0%	
	13-1	道路台帳平面図作成 外業				13-1	道路台帳平面図作成 外業				

【県版 新旧対照表】

業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
-----	-----------------

ページ番号

4-16

現 行

種 別 ・ 規 格		単位	日当り作業量
標 準 貫 入 試 験	粘性土・シルト	回	12.0
	砂・砂質土	〃	10.0
	礫混じり土砂	〃	8.0
	玉石混じり土砂	〃	7.0
	固結シルト・固結粘土	〃	7.0
	軟岩	〃	7.0
孔内載荷試験 (プレッシャーメータ試験・ ポアホールジャッキ試験)	普通載荷 (2.5MN/m ² 以下) GL-50m 以内	〃	3.0
	中圧載荷 (2.5～10MN/m ²) GL-50m 以内	〃	2.0
	高圧載荷 (10～20MN/m ²) GL-50m 以内	〃	2.0
現 場 透 水 試 験	オーガー法 GL-10m 以内	〃	2.0
	ケーシング法 GL-10m 以内	〃	2.0
	一重管式 GL-20m 以内	〃	1.0
	二重管式 GL-20m 以内	〃	1.0
	揚水法 GL-20m 以内	〃	1.0
スクリーウエイト貫入試験 (旧スウェーデン式サウンディング試験)	GL-10m 以内 N 値 4 以内	m	22.0
機械式コーン (オランダ式二重管コーン) 貫入試験	20kN GL-30m 以内	〃	12.0
	100kN GL-30m 以内	〃	11.0
ポ ー タ ブ ル コ ー ン 貫 入 試 験	単管式 GL-5m 以内	〃	25.0
	二重管式 GL-5m 以内	〃	15.0

工期算定等に当たっては、作業条件による補正は行わない。

改 定

種 別 ・ 規 格		単位	日当り作業量
標 準 貫 入 試 験	粘性土・シルト	回	16.0
	砂・砂質土	〃	14.0
	礫混じり土砂	〃	11.0
	玉石混じり土砂	〃	9.0
	固結シルト・固結粘土	〃	12.0
	軟岩	〃	11.0
孔内載荷試験 (プレッシャーメータ試験・ ポアホールジャッキ試験)	普通載荷 (2.5MN/m ² 以下) GL-50m 以内	〃	3.0
	中圧載荷 (2.5～10MN/m ²) GL-50m 以内	〃	2.0
	高圧載荷 (10～20MN/m ²) GL-50m 以内	〃	2.0
現 場 透 水 試 験	オーガー法 GL-10m 以内	〃	2.0
	ケーシング法 GL-10m 以内	〃	2.0
	一重管式 GL-20m 以内	〃	1.0
	二重管式 GL-20m 以内	〃	1.0
	揚水法 GL-20m 以内	〃	1.0
スクリーウエイト貫入試験 (旧スウェーデン式サウンディング試験)	GL-10m 以内 N 値 4 以内	m	22.0
機械式コーン (オランダ式二重管コーン) 貫入試験	20kN GL-30m 以内	〃	12.0
	100kN GL-30m 以内	〃	11.0
ポ ー タ ブ ル コ ー ン 貫 入 試 験	単管式 GL-5m 以内	〃	25.0
	二重管式 GL-5m 以内	〃	15.0

工期算定等に当たっては、作業条件による補正は行わない。

4-24

2-2-6-2 編成人員

滞在費を算出するためのその他の間接調査費 1 業務あるいは 1 箇所当りの編成人員は次表を標準とする。

工種	職種	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員	コード
準 備 及 び 跡 片 付 け		1.0	1.0	0.5	SWG0300
搬 入 路 伐 採 等			0.5	1.0	SWG0310
環 境 保 全 (仮 囲 い)			1.0	1.0	SWG0320

2-2-6-2 編成人員

滞在費を算出するためのその他の間接調査費 1 業務あるいは 1 箇所当りの編成人員は次表を標準とする。

工種	職種	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員	コード
準 備 及 び 跡 片 付 け		1.0	1.0	0.5	SWG0300
搬 入 路 伐 採 等			0.5	1.0	SWG0310
環 境 保 全 (仮 囲 い)			1.0	1.0	SWG0320
調 査 孔 閉 塞			1.0	1.0	SWG0330

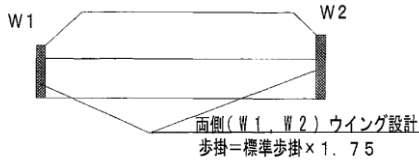
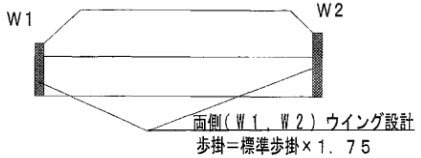
【県版 新旧対照表】

業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
-----	-----------------

ページ番号	現 行	改 定	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4-26	2-2-6-5 日当り作業量 日当り作業量は下表を標準とする。 表 2-6. 3 その他間接調査費の日当り作業量 <table><tr><th colspan="2">種 別 ・ 規 格</th><th>単 位</th><th>日当り作業量</th></tr><tr><td>準 備 及 び 跡 片 付 け</td><td></td><td>業務</td><td>1.0</td></tr><tr><td>搬 入 路 伐 採 等</td><td></td><td>m</td><td>166.0</td></tr><tr><td>環 境 保 全</td><td>仮囲い</td><td>箇所</td><td>2.0</td></tr></table>	種 別 ・ 規 格		単 位	日当り作業量	準 備 及 び 跡 片 付 け		業務	1.0	搬 入 路 伐 採 等		m	166.0	環 境 保 全	仮囲い	箇所	2.0	2-2-6-5 日当り作業量 日当り作業量は下表を標準とする。 表 2-6. 3 その他間接調査費の日当り作業量 <table><tr><th colspan="2">種 別 ・ 規 格</th><th>単 位</th><th>日当り作業量</th></tr><tr><td>準 備 及 び 跡 片 付 け</td><td></td><td>業務</td><td>1.0</td></tr><tr><td>搬 入 路 伐 採 等</td><td></td><td>m</td><td>223.0</td></tr><tr><td>環 境 保 全</td><td>仮囲い</td><td>箇所</td><td>8.0</td></tr><tr><td>調 査 孔 閉 塞</td><td></td><td>"</td><td>9.0</td></tr></table>	種 別 ・ 規 格		単 位	日当り作業量	準 備 及 び 跡 片 付 け		業務	1.0	搬 入 路 伐 採 等		m	223.0	環 境 保 全	仮囲い	箇所	8.0	調 査 孔 閉 塞		"	9.0																																																																																																																																																																																																																																																																																	
種 別 ・ 規 格		単 位	日当り作業量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
準 備 及 び 跡 片 付 け		業務	1.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
搬 入 路 伐 採 等		m	166.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
環 境 保 全	仮囲い	箇所	2.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
種 別 ・ 規 格		単 位	日当り作業量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
準 備 及 び 跡 片 付 け		業務	1.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
搬 入 路 伐 採 等		m	223.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
環 境 保 全	仮囲い	箇所	8.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
調 査 孔 閉 塞		"	9.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4-49	2-4-5 軟弱地盤技術解析業務 2-4-5-1 標準歩掛 この歩掛は、道路、河川関係の軟弱地盤解析に適用する。 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">工 種 (細 別)</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">職種 主任 技術者</th><th colspan="6">直 接 人 件 費</th><th rowspan="2">コード</th></tr><tr><th>技師 長</th><th>主任 技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術 員</th></tr><tr><td colspan="2">解 析 計 画</td><td>人/業務</td><td>1.5</td><td></td><td>1.5</td><td>2.0</td><td>1.0</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>SWG2000</td></tr><tr><td colspan="2">現 地 踏 査</td><td>"</td><td></td><td></td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>SWG2010</td></tr><tr><td rowspan="4">現況地盤解析</td><td>※ 地盤破壊 円弧すべり</td><td>人/断面</td><td></td><td></td><td>1.0</td><td>1.5</td><td>2.0</td><td>2.5</td><td>2.0</td><td>SWG2020</td></tr><tr><td>※ 地盤変形 簡 便 法</td><td>"</td><td></td><td></td><td>1.0</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>0.5</td><td>2.0</td><td>SWG2030</td></tr><tr><td>※ 地盤圧密 一次元解析</td><td>"</td><td></td><td></td><td>1.0</td><td>1.5</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>2.0</td><td>SWG2040</td></tr><tr><td>※ 地盤液状化 簡 便 法</td><td>"</td><td></td><td></td><td>1.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>2.5</td><td>SWG2050</td></tr><tr><td colspan="2">検 討 対 策 工 法 の 選 定</td><td>人/業務</td><td></td><td>1.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.0</td><td>1.5</td><td>SWG2060</td></tr><tr><td rowspan="4">対策後地盤解析</td><td>※ 地盤破壊 円弧すべり</td><td>人/断面</td><td></td><td></td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>2.0</td><td>2.5</td><td>2.5</td><td>SWG2070</td></tr><tr><td>※ 地盤変形 簡 便 法</td><td>"</td><td></td><td></td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>2.5</td><td>SWG2080</td></tr><tr><td>※ 地盤圧密 一次元解析</td><td>"</td><td></td><td></td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>SWG2090</td></tr><tr><td>※ 地盤液状化 簡 便 法</td><td>"</td><td></td><td></td><td>1.5</td><td>2.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>2.5</td><td>SWG2100</td></tr><tr><td colspan="2">最 適 工 法 の 決 定</td><td>人/業務</td><td></td><td>1.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>SWG2110</td></tr><tr><td colspan="2">照 査</td><td>"</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td></td><td></td><td></td><td>SWG2120</td></tr></table>	工 種 (細 別)		単位	職種 主任 技術者	直 接 人 件 費						コード	技師 長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術 員	解 析 計 画		人/業務	1.5		1.5	2.0	1.0	0.5	0.5	SWG2000	現 地 踏 査		"			2.0	1.5	1.5	1.0	1.0	SWG2010	現況地盤解析	※ 地盤破壊 円弧すべり	人/断面			1.0	1.5	2.0	2.5	2.0	SWG2020	※ 地盤変形 簡 便 法	"			1.0	1.5	1.0	0.5	2.0	SWG2030	※ 地盤圧密 一次元解析	"			1.0	1.5	2.0	1.5	2.0	SWG2040	※ 地盤液状化 簡 便 法	"			1.0	2.0	1.5	1.0	2.5	SWG2050	検 討 対 策 工 法 の 選 定		人/業務		1.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.5	SWG2060	対策後地盤解析	※ 地盤破壊 円弧すべり	人/断面			1.5	1.5	2.0	2.5	2.5	SWG2070	※ 地盤変形 簡 便 法	"			1.5	1.5	1.5	1.0	2.5	SWG2080	※ 地盤圧密 一次元解析	"			1.5	1.5	1.5	2.0	1.5	SWG2090	※ 地盤液状化 簡 便 法	"			1.5	2.5	1.5	1.5	2.5	SWG2100	最 適 工 法 の 決 定		人/業務		1.0	2.0	1.5	1.0	1.0	1.0	SWG2110	照 査		"	1.5	1.5	1.0	1.0				SWG2120	2-4-5 軟弱地盤技術解析業務 2-4-5-1 標準歩掛 この歩掛は、道路、河川関係の軟弱地盤解析に適用する。 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">工 種 (細 別)</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">職種 主任 技術者</th><th rowspan="2">技師 長</th><th colspan="6">直 接 人 件 費</th><th rowspan="2">コード</th></tr><tr><th>主任 技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術 員</th></tr><tr><td colspan="2">解 析 計 画</td><td>人/業務</td><td>1.1</td><td></td><td>1.6</td><td>2.1</td><td>1.3</td><td>0.7</td><td>0.8</td><td>SWG2000</td></tr><tr><td colspan="2">現 地 踏 査</td><td>"</td><td></td><td></td><td>1.9</td><td>1.8</td><td>1.6</td><td>0.8</td><td></td><td>SWG2010</td></tr><tr><td rowspan="4">現況地盤解析</td><td>※ 地盤破壊 円弧すべり</td><td>人/断面</td><td></td><td></td><td>1.4</td><td>2.1</td><td>2.7</td><td>3.4</td><td>2.7</td><td>SWG2020</td></tr><tr><td>※ 地盤変形 簡 便 法</td><td>"</td><td></td><td></td><td>1.4</td><td>2.1</td><td>1.3</td><td>0.7</td><td>2.7</td><td>SWG2030</td></tr><tr><td>※ 地盤圧密 一次元解析</td><td>"</td><td></td><td></td><td>1.4</td><td>2.1</td><td>2.7</td><td>2.1</td><td>2.8</td><td>SWG2040</td></tr><tr><td>※ 地盤液状化 簡 便 法</td><td>"</td><td></td><td></td><td>1.4</td><td>2.7</td><td>2.1</td><td>1.4</td><td>3.3</td><td>SWG2050</td></tr><tr><td colspan="2">検 討 対 策 工 法 の 選 定</td><td>人/業務</td><td></td><td>0.9</td><td>1.9</td><td>2.5</td><td>2.1</td><td>0.7</td><td>1.6</td><td>SWG2060</td></tr><tr><td rowspan="4">対策後地盤解析</td><td>※ 地盤破壊 円弧すべり</td><td>人/断面</td><td></td><td></td><td>1.9</td><td>1.9</td><td>2.5</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>SWG2070</td></tr><tr><td>※ 地盤変形 簡 便 法</td><td>"</td><td></td><td></td><td>1.9</td><td>1.9</td><td>1.8</td><td>1.3</td><td>3.0</td><td>SWG2080</td></tr><tr><td>※ 地盤圧密 一次元解析</td><td>"</td><td></td><td></td><td>1.9</td><td>1.9</td><td>1.8</td><td>2.5</td><td>1.8</td><td>SWG2090</td></tr><tr><td>※ 地盤液状化 簡 便 法</td><td>"</td><td></td><td></td><td>1.9</td><td>3.1</td><td>1.9</td><td>1.8</td><td>3.0</td><td>SWG2100</td></tr><tr><td colspan="2">最 適 工 法 の 決 定</td><td>人/業務</td><td></td><td>0.8</td><td>1.8</td><td>1.8</td><td>1.3</td><td>1.2</td><td>0.9</td><td>SWG2110</td></tr><tr><td colspan="2">照 査</td><td>"</td><td>1.3</td><td>1.7</td><td>1.4</td><td>0.7</td><td></td><td></td><td></td><td>SWG2120</td></tr></table>	工 種 (細 別)		単位	職種 主任 技術者	技師 長	直 接 人 件 費						コード	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術 員	解 析 計 画		人/業務	1.1		1.6	2.1	1.3	0.7	0.8	SWG2000	現 地 踏 査		"			1.9	1.8	1.6	0.8		SWG2010	現況地盤解析	※ 地盤破壊 円弧すべり	人/断面			1.4	2.1	2.7	3.4	2.7	SWG2020	※ 地盤変形 簡 便 法	"			1.4	2.1	1.3	0.7	2.7	SWG2030	※ 地盤圧密 一次元解析	"			1.4	2.1	2.7	2.1	2.8	SWG2040	※ 地盤液状化 簡 便 法	"			1.4	2.7	2.1	1.4	3.3	SWG2050	検 討 対 策 工 法 の 選 定		人/業務		0.9	1.9	2.5	2.1	0.7	1.6	SWG2060	対策後地盤解析	※ 地盤破壊 円弧すべり	人/断面			1.9	1.9	2.5	3.0	3.0	SWG2070	※ 地盤変形 簡 便 法	"			1.9	1.9	1.8	1.3	3.0	SWG2080	※ 地盤圧密 一次元解析	"			1.9	1.9	1.8	2.5	1.8	SWG2090	※ 地盤液状化 簡 便 法	"			1.9	3.1	1.9	1.8	3.0	SWG2100	最 適 工 法 の 決 定		人/業務		0.8	1.8	1.8	1.3	1.2	0.9	SWG2110	照 査		"	1.3	1.7	1.4	0.7				SWG2120	
工 種 (細 別)						単位	職種 主任 技術者	直 接 人 件 費						コード																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		技師 長	主任 技師	技師 A	技師 B			技師 C	技術 員																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
解 析 計 画		人/業務	1.5		1.5	2.0	1.0	0.5	0.5	SWG2000																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
現 地 踏 査		"			2.0	1.5	1.5	1.0	1.0	SWG2010																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
現況地盤解析	※ 地盤破壊 円弧すべり	人/断面			1.0	1.5	2.0	2.5	2.0	SWG2020																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	※ 地盤変形 簡 便 法	"			1.0	1.5	1.0	0.5	2.0	SWG2030																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	※ 地盤圧密 一次元解析	"			1.0	1.5	2.0	1.5	2.0	SWG2040																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	※ 地盤液状化 簡 便 法	"			1.0	2.0	1.5	1.0	2.5	SWG2050																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
検 討 対 策 工 法 の 選 定		人/業務		1.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.5	SWG2060																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
対策後地盤解析	※ 地盤破壊 円弧すべり	人/断面			1.5	1.5	2.0	2.5	2.5	SWG2070																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	※ 地盤変形 簡 便 法	"			1.5	1.5	1.5	1.0	2.5	SWG2080																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	※ 地盤圧密 一次元解析	"			1.5	1.5	1.5	2.0	1.5	SWG2090																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	※ 地盤液状化 簡 便 法	"			1.5	2.5	1.5	1.5	2.5	SWG2100																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
最 適 工 法 の 決 定		人/業務		1.0	2.0	1.5	1.0	1.0	1.0	SWG2110																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
照 査		"	1.5	1.5	1.0	1.0				SWG2120																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
工 種 (細 別)		単位	職種 主任 技術者	技師 長	直 接 人 件 費						コード																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
					主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術 員																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
解 析 計 画		人/業務	1.1		1.6	2.1	1.3	0.7	0.8	SWG2000																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
現 地 踏 査		"			1.9	1.8	1.6	0.8		SWG2010																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
現況地盤解析	※ 地盤破壊 円弧すべり	人/断面			1.4	2.1	2.7	3.4	2.7	SWG2020																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	※ 地盤変形 簡 便 法	"			1.4	2.1	1.3	0.7	2.7	SWG2030																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	※ 地盤圧密 一次元解析	"			1.4	2.1	2.7	2.1	2.8	SWG2040																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	※ 地盤液状化 簡 便 法	"			1.4	2.7	2.1	1.4	3.3	SWG2050																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
検 討 対 策 工 法 の 選 定		人/業務		0.9	1.9	2.5	2.1	0.7	1.6	SWG2060																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
対策後地盤解析	※ 地盤破壊 円弧すべり	人/断面			1.9	1.9	2.5	3.0	3.0	SWG2070																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	※ 地盤変形 簡 便 法	"			1.9	1.9	1.8	1.3	3.0	SWG2080																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	※ 地盤圧密 一次元解析	"			1.9	1.9	1.8	2.5	1.8	SWG2090																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	※ 地盤液状化 簡 便 法	"			1.9	3.1	1.9	1.8	3.0	SWG2100																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
最 適 工 法 の 決 定		人/業務		0.8	1.8	1.8	1.3	1.2	0.9	SWG2110																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
照 査		"	1.3	1.7	1.4	0.7				SWG2120																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

【県版 新旧対照表】

【県版 新旧対照表】

		業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)																																																																																																																																														
ページ番号	現 行	改 定	備 考																																																																																																																																														
5-34	2) 歩掛補正 両側のウイングを設計する場合は上記標準歩掛を 75%増とする。 (ただし、両方のウイングとも構造計算を伴う場合に適用する。対称型で構造計算を必要としない場合は設計図、材料計算のうち必要な歩掛のみを計上する。) 	2) 歩掛補正 ・両側のウイングを設計する場合は上記標準歩掛を 75%増とする。 (ただし、両方のウイングとも構造計算を伴う場合のみ適用。)  ・対象型で構造計算を必要としない場合は設計図、数量計算のうち必要な歩掛のみを計上する。																																																																																																																																															
5-61	(3) 標準歩掛 SWD1240 (1 橋当たり) <table><tr><th rowspan="2">職 種 区 分</th><th colspan="7">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主 任 技 術 者</th><th>技 師 長</th><th>主 任 技 師</th><th>技 師 (A)</th><th>技 師 (B)</th><th>技 師 (C)</th><th>技 術 員</th></tr><tr><td>設 計 計 画</td><td>2.0</td><td>2.1</td><td>4.4</td><td>6.2</td><td>4.9</td><td></td><td></td></tr><tr><td>設 計 計 算</td><td></td><td></td><td>3.4</td><td>4.6</td><td>7.6</td><td>6.4</td><td></td></tr><tr><td>設 計 図</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>4.8</td><td>5.2</td><td>6.1</td></tr><tr><td>概 算 工 事 費 算 出</td><td></td><td></td><td></td><td>1.7</td><td>4.7</td><td>5.8</td><td>5.3</td></tr><tr><td>照 査</td><td></td><td>1.9</td><td>2.8</td><td>4.2</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>報 告 書 作 成</td><td></td><td></td><td></td><td>1.5</td><td>2.2</td><td>1.6</td><td>1.3</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2.0</td><td>4.0</td><td>10.6</td><td>18.2</td><td>24.2</td><td>19.0</td><td>12.7</td></tr></table>	職 種 区 分	直 接 人 件 費							主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員	設 計 計 画	2.0	2.1	4.4	6.2	4.9			設 計 計 算			3.4	4.6	7.6	6.4		設 計 図					4.8	5.2	6.1	概 算 工 事 費 算 出				1.7	4.7	5.8	5.3	照 査		1.9	2.8	4.2				報 告 書 作 成				1.5	2.2	1.6	1.3	合 計	2.0	4.0	10.6	18.2	24.2	19.0	12.7	(3) 標準歩掛 SWD1240 (1 橋当たり) <table><tr><th rowspan="2">職 種 区 分</th><th colspan="7">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主 任 技 術 者</th><th>技 師 長</th><th>主 任 技 師</th><th>技 師 (A)</th><th>技 師 (B)</th><th>技 師 (C)</th><th>技 術 員</th></tr><tr><td>設 計 計 画</td><td>2.3</td><td>2.4</td><td>4.8</td><td>7.2</td><td>4.6</td><td></td><td></td></tr><tr><td>設 計 計 算</td><td></td><td></td><td>3.6</td><td>4.8</td><td>7.2</td><td>6.9</td><td></td></tr><tr><td>設 計 図</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>5.0</td><td>5.7</td><td>6.5</td></tr><tr><td>概 算 工 事 費 算 出</td><td></td><td></td><td></td><td>1.9</td><td>4.5</td><td>6.5</td><td>5.1</td></tr><tr><td>照 査</td><td></td><td>2.0</td><td>2.8</td><td>4.4</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>報 告 書 作 成</td><td></td><td></td><td></td><td>1.6</td><td>2.4</td><td>2.0</td><td>1.4</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2.3</td><td>4.4</td><td>11.2</td><td>19.9</td><td>23.7</td><td>21.1</td><td>13.0</td></tr></table>	職 種 区 分	直 接 人 件 費							主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員	設 計 計 画	2.3	2.4	4.8	7.2	4.6			設 計 計 算			3.6	4.8	7.2	6.9		設 計 図					5.0	5.7	6.5	概 算 工 事 費 算 出				1.9	4.5	6.5	5.1	照 査		2.0	2.8	4.4				報 告 書 作 成				1.6	2.4	2.0	1.4	合 計	2.3	4.4	11.2	19.9	23.7	21.1	13.0	
職 種 区 分	直 接 人 件 費																																																																																																																																																
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員																																																																																																																																										
設 計 計 画	2.0	2.1	4.4	6.2	4.9																																																																																																																																												
設 計 計 算			3.4	4.6	7.6	6.4																																																																																																																																											
設 計 図					4.8	5.2	6.1																																																																																																																																										
概 算 工 事 費 算 出				1.7	4.7	5.8	5.3																																																																																																																																										
照 査		1.9	2.8	4.2																																																																																																																																													
報 告 書 作 成				1.5	2.2	1.6	1.3																																																																																																																																										
合 計	2.0	4.0	10.6	18.2	24.2	19.0	12.7																																																																																																																																										
職 種 区 分	直 接 人 件 費																																																																																																																																																
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員																																																																																																																																										
設 計 計 画	2.3	2.4	4.8	7.2	4.6																																																																																																																																												
設 計 計 算			3.6	4.8	7.2	6.9																																																																																																																																											
設 計 図					5.0	5.7	6.5																																																																																																																																										
概 算 工 事 費 算 出				1.9	4.5	6.5	5.1																																																																																																																																										
照 査		2.0	2.8	4.4																																																																																																																																													
報 告 書 作 成				1.6	2.4	2.0	1.4																																																																																																																																										
合 計	2.3	4.4	11.2	19.9	23.7	21.1	13.0																																																																																																																																										
5-62	(8) 現地踏査 SWD1255 (1 業務当り) <table><tr><th rowspan="2">職 種 区 分</th><th colspan="7">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主 任 技 術 者</th><th>技 師 長</th><th>主 任 技 師</th><th>技 師 (A)</th><th>技 師 (B)</th><th>技 師 (C)</th><th>技 術 員</th></tr><tr><td>現 地 踏 査</td><td></td><td></td><td>1.3</td><td>1.6</td><td>1.8</td><td>0.9</td><td></td></tr></table>	職 種 区 分	直 接 人 件 費							主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員	現 地 踏 査			1.3	1.6	1.8	0.9		(8) 現地踏査 SWD1255 (1 業務当り) <table><tr><th rowspan="2">職 種 区 分</th><th colspan="7">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主 任 技 術 者</th><th>技 師 長</th><th>主 任 技 師</th><th>技 師 (A)</th><th>技 師 (B)</th><th>技 師 (C)</th><th>技 術 員</th></tr><tr><td>現 地 踏 査</td><td></td><td></td><td>1.6</td><td>1.6</td><td>1.6</td><td>0.8</td><td></td></tr></table>	職 種 区 分	直 接 人 件 費							主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員	現 地 踏 査			1.6	1.6	1.6	0.8																																																																																																		
職 種 区 分	直 接 人 件 費																																																																																																																																																
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員																																																																																																																																										
現 地 踏 査			1.3	1.6	1.8	0.9																																																																																																																																											
職 種 区 分	直 接 人 件 費																																																																																																																																																
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員																																																																																																																																										
現 地 踏 査			1.6	1.6	1.6	0.8																																																																																																																																											

【県版 新旧対照表】

業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
-----	-----------------

ページ番号

5-65

現

行

(1) 座標計算

SWD1260 (1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費						
	主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
座 標 計 算				0.8	1.7	2.0	

(2) 施工計画

SWD1265 (1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費						
	主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
施 工 計 画				3.0	4.1	4.5	

(3) 動的照査

動的照査を必要とする橋梁の場合は下記歩掛を追加するものとする。

SWD1270 (1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費						
	主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
動 的 照 査			3.2	7.2	9.1	9.6	

改

定

(1) 座標計算

SWD1260 (1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費						
	主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
座 標 計 算				0.9	1.9	2.3	

(2) 施工計画

SWD1265 (1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費						
	主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
施 工 計 画				3.4	5.3	6.5	

(3) 動的照査

動的照査を必要とする橋梁の場合は下記歩掛を追加するものとする。

SWD1270 (1 橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費						
	主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
動 的 照 査			4.0	8.3	11.7	11.5	

備

考

4) (R C) 3 径間連続中空床版橋 (25～70m)

(注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。

5) (R C) 3 径間連続 T 桁橋 (30～100m)

(注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。

4) (R C) 3 径間連続中空床版橋 (25～70m)

(注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。径間が変化する場合は、各径間毎の標準橋長の範囲内の数値を代入する。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。

5) (R C) 3 径間連続 T 桁橋 (30～100m)

(注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。径間が変化する場合は、各径間毎の標準橋長の範囲内の数値を代入する。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。

【県版 新旧対照表】

業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
-----	-----------------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
5-70	6) (R C) 3 径間連続ラーメン橋 (10～35m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。	6) (R C) 3 径間連続ラーメン橋 (10～35m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。径間が変化する場合は、各径間毎の標準橋長の範囲内の数値を代入する。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。	
5-73	13) (P C) 3 径間連結プレテンションT桁橋 (25～85m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。	13) (P C) 3 径間連結プレテンションT桁橋 (25～85m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。径間が変化する場合は、各径間毎の標準橋長の範囲内の数値を代入する。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。	
5-74	14) (P C) 3 径間連結ポストテンションT桁橋 (40～120m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。	14) (P C) 3 径間連結ポストテンションT桁橋 (40～120m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。径間が変化する場合は、各径間毎の標準橋長の範囲内の数値を代入する。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。	
5-75	16) (P C) 3 径間連続中空床版橋 (35～105m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 17) (P C) 3 径間連続ポストテンションT桁橋 (60～195m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。	16) (P C) 3 径間連続中空床版橋 (35～105m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。径間が変化する場合は、各径間毎の標準橋長の範囲内の数値を代入する。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 17) (P C) 3 径間連続ポストテンションT桁橋 (60～195m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。径間が変化する場合は、各径間毎の標準橋長の範囲内の数値を代入する。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。	
5-76	18) (P C) 3 径間連続箱桁橋 (65～225m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。	18) (P C) 3 径間連続箱桁橋 (65～225m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。径間が変化する場合は、各径間毎の標準橋長の範囲内の数値を代入する。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。	

【県版 新旧対照表】

業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
-----	-----------------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
5-81	9) (鋼) ゲルバー桁橋 (3 径間非合成 60～195m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。	9) (鋼) ゲルバー桁橋 (3 径間非合成 60～195m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。径間が変化する場合は、各径間毎の標準橋長の範囲内の数値を代入する。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。	
5-82	11) (鋼) 3 径間連続鉄桁橋 (60～195m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。	11) (鋼) 3 径間連続鉄桁橋 (60～195m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。径間が変化する場合は、各径間毎の標準橋長の範囲内の数値を代入する。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。	
5-84	14) (鋼) 3 径間連続鋼床版鉄桁橋 (70～210m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 15) (鋼) 3 径間連続トラス橋 (125～380m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。	14) (鋼) 3 径間連続鋼床版鉄桁橋 (70～210m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。径間が変化する場合は、各径間毎の標準橋長の範囲内の数値を代入する。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 15) (鋼) 3 径間連続トラス橋 (125～380m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。径間が変化する場合は、各径間毎の標準橋長の範囲内の数値を代入する。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。	
5-85	16) (鋼) 3 径間連続箱桁橋 (110～320m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 17) (鋼) 3 径間連続鋼床版箱桁橋 (120～420m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。	16) (鋼) 3 径間連続箱桁橋 (110～320m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。径間が変化する場合は、各径間毎の標準橋長の範囲内の数値を代入する。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 17) (鋼) 3 径間連続鋼床版箱桁橋 (120～420m) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位とする。径間が変化する場合は、各径間毎の標準橋長の範囲内の数値を代入する。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。	

【県版 新旧対照表】

業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
-----	-----------------

ページ番号

5-142

現

行

改

定

備

考

工 種	種 別	基 本 歩 掛																								
		片 岸						両 岸																		
		技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員													
設計計画			0.5	0.5	1.0				0.5	0.5	1.0					0.5	0.5	1.0								
現地踏査				0.5	1.0	1.0				1.0	1.0	1.0					1.0	1.0	1.0							
基本事項の決定	法線等の見直し検討				1.0	1.0					1.0	2.0						1.0	2.0							
	護岸の配置計画				0.5	1.0	1.0				0.5	1.0	1.5					0.5	1.0	1.5						
	構造物との取付検討				0.5	0.5	0.5				0.5	1.0	1.0					0.5	1.0	1.0						
	小 計				2.0	2.5	1.5				2.0	4.0	2.5					2.0	4.0	2.5						
景観検討				0.5	0.5	0.5				0.5	0.5	0.5					0.5	0.5	0.5							
本体設計	基礎工検討諸元設定				0.5	0.5	1.5				0.5	0.5	1.5					0.5	0.5	1.5						
	安定計算				0.5	1.0	1.0				0.5	1.0	1.5					0.5	1.0	1.5						
	小 計				1.0	1.5	2.5				1.0	1.5	3.0					1.0	1.5	3.0						
付帯施設設計	階段工等					0.5	0.5					0.5	0.5						0.5	0.5						
	排水管渠					0.5	0.5					0.5	0.5						0.5	0.5						
	その他施設				0.5	0.5	0.5				0.5	0.5	1.0					0.5	0.5	1.0						
	小 計				0.5	1.5	1.5				0.5	1.5	2.0					0.5	1.5	2.0						
施工計画	施工計画				1.5	2.0	0.5				1.5	2.5	0.5					1.5	2.5	0.5						
	仮設計画				0.5	1.0	1.0				0.5	1.5	1.0					0.5	1.5	1.0						
図面作成	図面作成					1.5	2.5	8.5				2.0	3.5	8.5					2.0	3.5	8.5					
	パース作成				0.5	1.0	1.0				0.5	1.5	1.0					0.5	1.5	1.0						
数量計算						0.5	1.5	2.5				1.0	2.0	4.0					1.0	2.0	4.0					
照 査				0.5	0.5	1.8	0.8				0.5	1.0	2.7	1.2				0.5	1.0	2.7	1.2					
報告書作成				0.5	1.0	1.0					0.5	1.5	1.0					0.5	1.5	1.0						
合 計				2.5	9.5	18.8	12.8	9.0			3.0	10.5	21.7	16.7	12.5				3.0	10.5	21.7	16.7	12.5			

工 種	種 別	基 本 歩 掛																							
		片 岸						両 岸																	
		技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員												
設計計画			0.5	0.5	1.0				0.5	0.5	1.0					0.5	0.5	1.0							
現地踏査				0.5	1.0	1.0				1.0	1.0	1.0					1.0	1.0	1.0						
基本事項の決定	法線等の見直し検討				1.0	1.0					1.0	2.0						1.0	2.0						
	護岸の配置計画				0.5	1.0	1.0				0.5	1.0	1.5					0.5	1.0	1.5					
	構造物との取付検討				0.5	0.5	0.5				0.5	1.0	1.0					0.5	1.0	1.0					
	小 計				2.0	2.5	1.5				2.0	4.0	2.5					2.0	4.0	2.5					
景観検討				0.5	0.5	0.5				0.5	0.5	0.5					0.5	0.5	0.5						
本体設計	基礎工検討諸元設定				0.5	0.5	1.5				0.5	0.5	1.5					0.5	0.5	1.5					
	安定計算				0.5	1.0	1.0				0.5	1.0	1.5					0.5	1.0	1.5					
	小 計				1.0	1.5	2.5				1.0	1.5	3.0					1.0	1.5	3.0					
付帯施設設計	階段工等					0.5	0.5					0.5	0.5						0.5	0.5					
	排水管渠					0.5	0.5					0.5	0.5						0.5	0.5					
	その他施設				0.5	0.5	0.5				0.5	0.5	1.0					0.5	0.5	1.0					
	小 計				0.5	1.5	1.5				0.5	1.5	2.0					0.5	1.5	2.0					
施工計画 及び仮設計画	施工計画				1.5	2.0	0.5				1.5	2.5	0.5					1.5	2.5	0.5					
	仮設計画				0.5	1.0	1.0				0.5	1.5	1.0					0.5	1.5	1.0					
図面作成 及びパース作成	図面作成					1.5	2.5	8.5				2.0	3.5	8.5					2.0	3.5	8.5				
	パース作成				0.5	1.0	1.0				0.5	1.5	1.0					0.5	1.5	1.0					
数量計算						0.5	1.5	2.5				1.0	2.0	4.0					1.0	2.0	4.0				
照 査				0.5	0.5	1.8	0.8				0.5	1.0	2.7	1.2				0.5	1.0	2.7	1.2				
報告書作成				0.5	1.0	1.0					0.5	1.5	1.0					0.5	1.5	1.0					
合 計				2.5	9.5	18.8	12.8	9.0			3.0	10.5	21.7	16.7	12.5				3.0	10.5	21.7	16.7	12.5		

【県版 新旧対照表】

業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
-----	-----------------

ページ番号	現 行	改 定	備 考																																																																												
6-4	第3節 橋梁定期点検業務委託積算基準（県） 3-1 適用範囲 この積算基準は、橋梁点検要領（案）（最新版 愛知県建設局道路維持課）及び橋梁定期点検に関する特記事項（愛知県建設局道路維持課）に基づき実施する橋梁定期点検業務に適用する。	第3節 橋梁定期点検業務委託積算基準（県） 3-1 適用範囲 この積算基準は、「橋梁点検要領（最新版 愛知県建設局道路維持課）」に基づき実施する橋梁定期点検業務に適用する。	R7.4改定																																																																												
6-6	3-3 業務内容 (1) 計画準備 2) 部材番号図（要素番号図含む）の作成及び修正 部材番号図等を作成する。また、橋梁拡幅等の構造変更による径間分割等を行う場合は、部材番号図等の修正を行う。 なお、前回点検の部材番号図等が活用可能であれば、作成や修正は不要。 (4) 定期点検（点検及び診断） 橋梁点検車、高所作業車、点検用足場、梯子等を用いて、近接目視により点検を行う。 また、必要に応じて、橋梁台帳の記載事項を補完するために現地測量を行う。点検後は、対策区分の判定及び健全性の診断を実施する。	3-3 業務内容 (1) 計画準備 2) 部材番号図（要素番号図含む）の作成及び修正(橋長 L=15m 以上) 部材番号図等を作成する。また、橋梁拡幅等の構造変更による径間分割等を行う場合は、部材番号図等の修正を行う。 なお、前回点検の部材番号図等が活用可能で、作成や修正を必要としない場合には計上しない。 (4) 定期点検（点検及び診断） 橋梁点検車、高所作業車、点検用足場、梯子等を用いて、近接目視により点検を行う。 また、必要に応じて、橋梁台帳の記載事項を補完するために現地測量を行う。点検後は、健全性の診断を実施する。	R7.4改定																																																																												
6-7	(7) 打合せ協議 (b) 中間打合せ 実施計画書作成時、対策区分の判定及び健全性の診断時等の区切りにおいて、必要回数を計上する。	(7) 打合せ協議 (b) 中間打合せ 実施計画書作成時、健全性の診断時等の区切りにおいて、必要回数を計上する。	R7.4改定																																																																												
6-8	2) 部材番号図（要素番号図含む）の作成及び修正 SWD2860（1日当り） <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分 \ 職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td rowspan="2">部材番号図の作成</td><td>コンクリート橋</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5</td><td>1.5</td></tr><tr><td>鋼 橋</td><td></td><td></td><td></td><td>1.5</td><td>1.5</td></tr><tr><td rowspan="2">部材番号図の修正</td><td>コンクリート橋</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>鋼 橋</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5</td><td>1.5</td></tr></table> (注) 1. 作成・修正日数Dは橋梁毎に算出すること。 2. 作成・修正面積及び日数は小数第1位（小数第2位を四捨五入）とする。 3. 部材番号図の修正は、構造変更等がある場合に計上する。 4. 前回点検の部材番号図が活用可能であれば、作成及び修正は不要。	区分 \ 職種		直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	部材番号図の作成	コンクリート橋				0.5	1.5	鋼 橋				1.5	1.5	部材番号図の修正	コンクリート橋				0.5	1.0	鋼 橋				0.5	1.5	2) 部材番号図（要素番号図含む）の作成及び修正(橋長 L=15m 以上) SWB2860（1日当り） <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分 \ 職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td rowspan="2">部材番号図の作成</td><td>コンクリート橋</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5</td><td>1.5</td></tr><tr><td>鋼 橋</td><td></td><td></td><td></td><td>1.5</td><td>1.5</td></tr><tr><td rowspan="2">部材番号図の修正</td><td>コンクリート橋</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>鋼 橋</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5</td><td>1.5</td></tr></table> (注) 1. 作成・修正日数Dは橋梁毎に算出すること。 2. 作成・修正面積及び日数は小数第1位（小数第2位を四捨五入）とする。 3. 部材番号図の修正は、構造変更等がある場合に計上する。 4. 前回点検の部材番号図が活用可能で、作成及び修正を必要としない場合には計上しない。	区分 \ 職種		直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	部材番号図の作成	コンクリート橋				0.5	1.5	鋼 橋				1.5	1.5	部材番号図の修正	コンクリート橋				0.5	1.0	鋼 橋				0.5	1.5	R7.4改定
区分 \ 職種				直 接 人 件 費																																																																											
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																																									
部材番号図の作成	コンクリート橋				0.5	1.5																																																																									
	鋼 橋				1.5	1.5																																																																									
部材番号図の修正	コンクリート橋				0.5	1.0																																																																									
	鋼 橋				0.5	1.5																																																																									
区分 \ 職種		直 接 人 件 費																																																																													
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																																									
部材番号図の作成	コンクリート橋				0.5	1.5																																																																									
	鋼 橋				1.5	1.5																																																																									
部材番号図の修正	コンクリート橋				0.5	1.0																																																																									
	鋼 橋				0.5	1.5																																																																									

【県版 新旧対照表】

6-12

(5) 点検調書作成

1) 定期点検

SWD2895 (1日当り)

区分 \ 職種	直 接 人 件 費				
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
定期点検の点検調書作成			0.5	1.0	1.2

定期点検の点検調書作成日数D（日/橋）は以下の算定式により算出する。

$D = a \times A_1 + b$

A_1 ：定期点検面積（㎡/橋）

$A_1 = \text{橋長} \times \text{全幅員（地覆外縁間距離）}$

定期点検の点検調書作成の変数値

		a	b	備 考
定期点検	定期点検面積 $A_1 \leq 300\text{m}^2$	0.0037	0.47	
	定期点検面積 $A_1 > 300\text{m}^2$	0.0016	0.89	D=1.6 日以上

(5) 点検調書作成

1) 定期点検(橋長 L=15m 以上)

SWB2895 (1日当り)

区分 \ 職種	直 接 人 件 費				
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
定期点検の点検調書作成			0.7	1.3	1.6

定期点検の点検調書作成日数D（日/橋）は以下の算定式により算出する。

$D = a \times A + b$

A：定期点検面積（㎡/橋）

A：橋長×全幅員（地覆外縁間距離）

定期点検の点検調書作成の変数値

		a	b	備 考
定期点検	定期点検面積 $A \leq 300\text{m}^2$	0.0037	0.47	
	定期点検面積 $A > 300\text{m}^2$	0.0016	0.89	D=1.6 日以上

2) 定期点検(橋長 L=15m 未満)

SWB2896 (1日当り)

区分 \ 職種	直 接 人 件 費				
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
定期点検の点検調書作成			0.5	1.0	1.2

(注) 1. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの調書作成日数を定めるものとする。

2. 定期点検面積及び調書作成日数は小数第1位（小数第2位を四捨五入）とする。

定期点検の点検調書作成日数D（日/橋）は以下の算定式により算出する。

$D = a \times A + b$

A：定期点検面積（㎡/橋）

A：橋長×全幅員（地覆外縁間距離）

定期点検の点検調書作成の変数値

		a	b	備 考
定期点検	第三者被害予防措置様式を含む	0.0029	0.38	D=0.4 日以上
	第三者被害予防措置様式を含まない	0.0026	0.34	

R7.4改定

【県版 新旧対照表】

業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
-----	-----------------

ページ番号	現 行	改 定	備 考																																																																																																																																																																																		
6-14	表-1 安全費率 <table><tr><th>地域 場所</th><th>大市街地</th><th>市街地甲</th><th>市街地乙 都市近郊</th><th>その他</th></tr><tr><td>主として現道上</td><td>17.0%</td><td>15.5%</td><td>12.5%</td><td>13.5%</td></tr></table> (注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間（距離）を重量とし、加重平均により率を算出する。 2. 地域区分については、第3章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分 を参考とする。 3. 点検箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。	地域 場所	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他	主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%	表-1 安全費率 <table><tr><th>地域 場所</th><th>大市街地</th><th>市街地甲</th><th>市街地乙 都市近郊</th><th>その他</th></tr><tr><td>主として現道上</td><td>17.0%</td><td>15.5%</td><td>12.5%</td><td>13.5%</td></tr></table> (注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間（距離）を重量とし、加重平均により率を小数第1位（小数第2位を四捨五入）まで算出する。 2. 地域区分については、第3章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分 を参考とする。 3. 点検箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。	地域 場所	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他	主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%	R7.4改定																																																																																																																																																														
地域 場所	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他																																																																																																																																																																																	
主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%																																																																																																																																																																																	
地域 場所	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他																																																																																																																																																																																	
主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%																																																																																																																																																																																	
6-15	第4節 横断歩道橋定期点検業務委託（2巡目）積算基準（県）	第4節 横断歩道橋定期点検業務委託（3巡目）積算基準（県）	R7.4改定																																																																																																																																																																																		
6-21	(2) 定期点検 (10 橋当たり) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分 標準設計</th><th colspan="5">職 種</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td>タイプ 1</td><td>06-0P-001-S59 相当</td><td></td><td></td><td>8.0</td><td>13.0</td><td>11.0</td></tr><tr><td>タイプ 2</td><td>06-0P-002-S59 相当</td><td></td><td></td><td>9.0</td><td>16.0</td><td>13.0</td></tr><tr><td>タイプ 3</td><td>06-0P-003-S59 相当</td><td></td><td></td><td>12.0</td><td>21.0</td><td>18.0</td></tr><tr><td>タイプ 4</td><td>06-0P-004-S59 相当</td><td></td><td></td><td>12.0</td><td>21.0</td><td>18.0</td></tr><tr><td>タイプ 5</td><td>06-0P-005-S59 相当</td><td></td><td></td><td>8.0</td><td>14.0</td><td>12.0</td></tr><tr><td>タイプ 6</td><td>06-0P-006-S59 相当</td><td></td><td></td><td>12.0</td><td>21.0</td><td>18.0</td></tr><tr><td>タイプ 7</td><td>06-0P-007-S59 相当</td><td></td><td></td><td>12.0</td><td>21.0</td><td>18.0</td></tr><tr><td>タイプ 8</td><td>06-0P-008-S59 相当</td><td></td><td></td><td>12.0</td><td>20.0</td><td>17.0</td></tr><tr><td>タイプ 9</td><td>06-0P-009-S59 相当</td><td></td><td></td><td>12.0</td><td>21.0</td><td>18.0</td></tr><tr><td>タイプ 10</td><td>06-0P-010-S59 相当</td><td></td><td></td><td>10.0</td><td>17.0</td><td>14.0</td></tr><tr><td>タイプ 11</td><td>06-0P-011-S59 相当</td><td></td><td></td><td>10.0</td><td>17.0</td><td>14.0</td></tr></table> (注) 1. 2巡目以降の定期点検業務に適用する。 2. 「状態の把握（点検）及び診断」、「定期点検の結果の記録」を含む。 3. 高所作業車を使用する場合は別途「機械経費」を計上すること。 4. 仮設費（足場等近接手段）の必要がある場合は、別途「仮設費」を計上すること。 5. 既存の定期点検及び健全性の診断結果の記録等を活用して実施する。 6. 施設間の移動時間、台帳補完のための現地計測を含む。	区分 標準設計		職 種					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	タイプ 1	06-0P-001-S59 相当			8.0	13.0	11.0	タイプ 2	06-0P-002-S59 相当			9.0	16.0	13.0	タイプ 3	06-0P-003-S59 相当			12.0	21.0	18.0	タイプ 4	06-0P-004-S59 相当			12.0	21.0	18.0	タイプ 5	06-0P-005-S59 相当			8.0	14.0	12.0	タイプ 6	06-0P-006-S59 相当			12.0	21.0	18.0	タイプ 7	06-0P-007-S59 相当			12.0	21.0	18.0	タイプ 8	06-0P-008-S59 相当			12.0	20.0	17.0	タイプ 9	06-0P-009-S59 相当			12.0	21.0	18.0	タイプ 10	06-0P-010-S59 相当			10.0	17.0	14.0	タイプ 11	06-0P-011-S59 相当			10.0	17.0	14.0	(2) 定期点検 (10 橋当たり) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分 標準設計</th><th colspan="5">職 種</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td>タイプ 1</td><td>06-0P-001-S59 相当</td><td></td><td></td><td>10.0</td><td>16.0</td><td>14.0</td></tr><tr><td>タイプ 2</td><td>06-0P-002-S59 相当</td><td></td><td></td><td>12.0</td><td>20.0</td><td>17.0</td></tr><tr><td>タイプ 3</td><td>06-0P-003-S59 相当</td><td></td><td></td><td>16.0</td><td>26.0</td><td>23.0</td></tr><tr><td>タイプ 4</td><td>06-0P-004-S59 相当</td><td></td><td></td><td>16.0</td><td>26.0</td><td>23.0</td></tr><tr><td>タイプ 5</td><td>06-0P-005-S59 相当</td><td></td><td></td><td>10.0</td><td>18.0</td><td>14.0</td></tr><tr><td>タイプ 6</td><td>06-0P-006-S59 相当</td><td></td><td></td><td>16.0</td><td>26.0</td><td>23.0</td></tr><tr><td>タイプ 7</td><td>06-0P-007-S59 相当</td><td></td><td></td><td>16.0</td><td>26.0</td><td>23.0</td></tr><tr><td>タイプ 8</td><td>06-0P-008-S59 相当</td><td></td><td></td><td>16.0</td><td>25.0</td><td>23.0</td></tr><tr><td>タイプ 9</td><td>06-0P-009-S59 相当</td><td></td><td></td><td>16.0</td><td>26.0</td><td>23.0</td></tr><tr><td>タイプ 10</td><td>06-0P-010-S59 相当</td><td></td><td></td><td>14.0</td><td>22.0</td><td>19.0</td></tr><tr><td>タイプ 11</td><td>06-0P-011-S59 相当</td><td></td><td></td><td>14.0</td><td>22.0</td><td>19.0</td></tr></table> (注) 1. 3巡目以降の定期点検業務に適用する。 2. 「状態の把握（点検）及び診断」、「定期点検の結果の記録」を含む。 3. 高所作業車を使用する場合は別途「機械経費」を計上すること。 4. 仮設費（足場等近接手段）の必要がある場合は、別途「仮設費」を計上すること。 5. 既存の定期点検及び健全性の診断結果の記録等を活用して実施する。 6. 施設間の移動時間、台帳補完のための現地計測を含む。	区分 標準設計		職 種					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	タイプ 1	06-0P-001-S59 相当			10.0	16.0	14.0	タイプ 2	06-0P-002-S59 相当			12.0	20.0	17.0	タイプ 3	06-0P-003-S59 相当			16.0	26.0	23.0	タイプ 4	06-0P-004-S59 相当			16.0	26.0	23.0	タイプ 5	06-0P-005-S59 相当			10.0	18.0	14.0	タイプ 6	06-0P-006-S59 相当			16.0	26.0	23.0	タイプ 7	06-0P-007-S59 相当			16.0	26.0	23.0	タイプ 8	06-0P-008-S59 相当			16.0	25.0	23.0	タイプ 9	06-0P-009-S59 相当			16.0	26.0	23.0	タイプ 10	06-0P-010-S59 相当			14.0	22.0	19.0	タイプ 11	06-0P-011-S59 相当			14.0	22.0	19.0	R7.4改定
区分 標準設計				職 種																																																																																																																																																																																	
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																																																																																																																																															
タイプ 1	06-0P-001-S59 相当			8.0	13.0	11.0																																																																																																																																																																															
タイプ 2	06-0P-002-S59 相当			9.0	16.0	13.0																																																																																																																																																																															
タイプ 3	06-0P-003-S59 相当			12.0	21.0	18.0																																																																																																																																																																															
タイプ 4	06-0P-004-S59 相当			12.0	21.0	18.0																																																																																																																																																																															
タイプ 5	06-0P-005-S59 相当			8.0	14.0	12.0																																																																																																																																																																															
タイプ 6	06-0P-006-S59 相当			12.0	21.0	18.0																																																																																																																																																																															
タイプ 7	06-0P-007-S59 相当			12.0	21.0	18.0																																																																																																																																																																															
タイプ 8	06-0P-008-S59 相当			12.0	20.0	17.0																																																																																																																																																																															
タイプ 9	06-0P-009-S59 相当			12.0	21.0	18.0																																																																																																																																																																															
タイプ 10	06-0P-010-S59 相当			10.0	17.0	14.0																																																																																																																																																																															
タイプ 11	06-0P-011-S59 相当			10.0	17.0	14.0																																																																																																																																																																															
区分 標準設計		職 種																																																																																																																																																																																			
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																																																																																																																																															
タイプ 1	06-0P-001-S59 相当			10.0	16.0	14.0																																																																																																																																																																															
タイプ 2	06-0P-002-S59 相当			12.0	20.0	17.0																																																																																																																																																																															
タイプ 3	06-0P-003-S59 相当			16.0	26.0	23.0																																																																																																																																																																															
タイプ 4	06-0P-004-S59 相当			16.0	26.0	23.0																																																																																																																																																																															
タイプ 5	06-0P-005-S59 相当			10.0	18.0	14.0																																																																																																																																																																															
タイプ 6	06-0P-006-S59 相当			16.0	26.0	23.0																																																																																																																																																																															
タイプ 7	06-0P-007-S59 相当			16.0	26.0	23.0																																																																																																																																																																															
タイプ 8	06-0P-008-S59 相当			16.0	25.0	23.0																																																																																																																																																																															
タイプ 9	06-0P-009-S59 相当			16.0	26.0	23.0																																																																																																																																																																															
タイプ 10	06-0P-010-S59 相当			14.0	22.0	19.0																																																																																																																																																																															
タイプ 11	06-0P-011-S59 相当			14.0	22.0	19.0																																																																																																																																																																															

【県版 新旧対照表】

業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
-----	-----------------

ページ番号	現 行	改 定	備 考																																																																
6-22	(3) 報告書作成 (10 橋当たり) <table><tr><th rowspan="2">区分 \ 職種</th><th colspan="5">直接人件費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td>報告書作成</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td></tr></table> (注) 1. 2 巡目以降の定期点検業務に適用する。 2. 報告書及び電子データの納品を含む。	区分 \ 職種	直接人件費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	報告書作成	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0	(3) 報告書作成 (10 橋当たり) <table><tr><th rowspan="2">区分 \ 職種</th><th colspan="5">直接人件費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td>報告書作成</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.0</td></tr></table> (注) 1. 3 巡目以降の定期点検業務に適用する。 2. 報告書及び電子データの納品を含む。	区分 \ 職種	直接人件費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	報告書作成	1.5	1.5	3.0	3.0	3.0	R7.4改定																														
区分 \ 職種	直接人件費																																																																		
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																														
報告書作成	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0																																																														
区分 \ 職種	直接人件費																																																																		
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																														
報告書作成	1.5	1.5	3.0	3.0	3.0																																																														
6-29	第 5 節 大型カルバート定期点検業務委託 (2 巡目) 積算基準 (県)	第 5 節 大型カルバート定期点検業務委託 (3 巡目) 積算基準 (県)	R7.4改定																																																																
6-43	(6) 報告書作成 100 基当たり <table><tr><th>項目 \ 職種</th><th>世話役</th><th>特殊 作業員</th><th>普通 作業員</th><th>軽作業員</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>報告書作成</td><td>1.0</td><td></td><td>6.0</td><td>6.0</td><td></td></tr></table> (注) 1. 点検結果は、点検システムにてとりまとめる。 3)路面基部撤去復旧 1 基当たり <table><tr><th>名 称</th><th>規 格</th><th>単 位</th><th>数 量</th><th>摘 要 (日作業量)</th></tr><tr><td>路面基部撤去復旧</td><td>土砂部</td><td>基</td><td>1.0</td><td>10 基/日</td></tr><tr><td>路面基部撤去復旧</td><td>アスファルト部</td><td>〃</td><td>1.0</td><td>6 基/日</td></tr><tr><td>路面基部撤去復旧</td><td>コンクリート部</td><td>〃</td><td>1.0</td><td>6 基/日</td></tr></table> (注) 1. 門型において、両側の路面基部を撤去復旧する場合は上記歩掛の 2 基分を計上する。	項目 \ 職種	世話役	特殊 作業員	普通 作業員	軽作業員	摘 要	報告書作成	1.0		6.0	6.0		名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要 (日作業量)	路面基部撤去復旧	土砂部	基	1.0	10 基/日	路面基部撤去復旧	アスファルト部	〃	1.0	6 基/日	路面基部撤去復旧	コンクリート部	〃	1.0	6 基/日	(6) 報告書作成 100 基当たり <table><tr><th>項目 \ 職種</th><th>世話役</th><th>特殊 作業員</th><th>普通 作業員</th><th>軽作業員</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>報告書作成</td><td>7.0</td><td></td><td>7.0</td><td>7.0</td><td></td></tr></table> (注) 1. 点検結果は、点検システムにてとりまとめる。 3)路面基部撤去復旧 1 基当たり <table><tr><th>名 称</th><th>規 格</th><th>単 位</th><th>数 量</th><th>摘 要 (日作業量)</th></tr><tr><td>路面基部撤去復旧</td><td>土砂部</td><td>基</td><td>1.0</td><td>4 基/日</td></tr><tr><td>路面基部撤去復旧</td><td>アスファルト部</td><td>〃</td><td>1.0</td><td>3 基/日</td></tr><tr><td>路面基部撤去復旧</td><td>コンクリート部</td><td>〃</td><td>1.0</td><td>3 基/日</td></tr></table> (注) 1. 門型において、両側の路面基部を撤去復旧する場合は上記歩掛の 2 基分を計上する。	項目 \ 職種	世話役	特殊 作業員	普通 作業員	軽作業員	摘 要	報告書作成	7.0		7.0	7.0		名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要 (日作業量)	路面基部撤去復旧	土砂部	基	1.0	4 基/日	路面基部撤去復旧	アスファルト部	〃	1.0	3 基/日	路面基部撤去復旧	コンクリート部	〃	1.0	3 基/日	R7.4改定
項目 \ 職種	世話役	特殊 作業員	普通 作業員	軽作業員	摘 要																																																														
報告書作成	1.0		6.0	6.0																																																															
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要 (日作業量)																																																															
路面基部撤去復旧	土砂部	基	1.0	10 基/日																																																															
路面基部撤去復旧	アスファルト部	〃	1.0	6 基/日																																																															
路面基部撤去復旧	コンクリート部	〃	1.0	6 基/日																																																															
項目 \ 職種	世話役	特殊 作業員	普通 作業員	軽作業員	摘 要																																																														
報告書作成	7.0		7.0	7.0																																																															
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要 (日作業量)																																																															
路面基部撤去復旧	土砂部	基	1.0	4 基/日																																																															
路面基部撤去復旧	アスファルト部	〃	1.0	3 基/日																																																															
路面基部撤去復旧	コンクリート部	〃	1.0	3 基/日																																																															
7-3	ロ その他原価 その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。 (その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α) ただし、α は原価 (直接経費の積上計上分を除く) に占めるその他原価の割合であり、35%とする。 ハ 一般管理費等 一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。 (一般管理費等) = (業務価格) × β / (1 - β) ただし、β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。	ロ その他原価 その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。 (その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α) ただし、α は業務原価 (直接経費の積上計上分を除く) に占めるその他原価の割合であり、35%とする。 ハ 一般管理費等 一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。 (一般管理費等) = (業務原価) × β / (1 - β) ただし、β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。																																																																	

【県版 新旧対照表】

業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
-----	-----------------

ページ番号	現 行	改 定	備 考																																																											
7-4	1-4 業務内容 本業務の対象とする工種は以下のとおり。 (1) 適用工種 <table><tr><th>工種区分</th><th>工種内容</th></tr><tr><td>河川工事</td><td>○河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする</td></tr><tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>○河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(プレキャストセグメントを除く工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁下部工(RC構造)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) 3. ゴム伸縮継手、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2 及び 3 に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く</td></tr><tr><td>海岸工事</td><td>○海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸護壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 ○海岸高潮対策区間の河川工事にあつて次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td></tr><tr><td>道路改良工事</td><td>○道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td></tr><tr><td>鋼橋架設工事</td><td>○鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く</td></tr><tr><td>PC橋工事</td><td>○PC橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2. プレキャストセグメント構造のPC橋工事</td></tr></table>	工種区分	工種内容	河川工事	○河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする	河川・道路構造物工事	○河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(プレキャストセグメントを除く工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁下部工(RC構造)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) 3. ゴム伸縮継手、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2 及び 3 に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く	海岸工事	○海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸護壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 ○海岸高潮対策区間の河川工事にあつて次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	道路改良工事	○道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	鋼橋架設工事	○鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く	PC橋工事	○PC橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2. プレキャストセグメント構造のPC橋工事	1-4 業務内容 本業務の対象とする工種は以下のとおり。 (1)-1 適用工種(土木工事) <table><tr><th>事業区分(Lv0)</th><th>工事区分(Lv1)</th><th>工事種別(Lv2)</th></tr><tr><td rowspan="6">河川改修</td><td rowspan="2">築堤・護岸</td><td>河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、根固め工、水制工、付帯道路工、付帯道路施設工、光ケーブル配管工、構造物撤去工、仮設工</td></tr><tr><td>浚渫工(ポンプ浚渫船)、浚渫工(グラブ船)、浚渫工(バックホウ浚渫船)、浚渫土処理工、仮設工</td></tr><tr><td rowspan="2">樋門・樋管</td><td>河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、樋門・樋管本体工、護床工、水路工、付属物設置工、構造物撤去工、仮設工</td></tr><tr><td>工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、水門本体工、護床工、付属物設置工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工(鋼管理橋)、橋梁足場等設置工(鋼管理橋)、橋梁現場塗装工(鋼管理橋)、コンクリート管理橋上部工(PC 橋)、コンクリート管理橋上部工(PC ホーラスラブ橋)、橋梁付属物工(コンクリート管理橋)、橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)、舗装工、仮設工</td></tr><tr><td rowspan="2">水門</td><td>工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、可動堰本体工、固定堰本体工、魚道工、管理橋下部工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工(鋼管理橋)、橋梁足場等設置工(鋼管理橋)、コンクリート管理橋上部工(PC 橋)、コンクリート管理橋上部工(PC ホーラスラブ橋)、コンクリート管理橋上部工(PC 箱桁橋)、橋梁付属物工(コンクリート管理橋)、橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)、付属物設置工、仮設工</td></tr><tr><td>排水機場</td><td>河川土工、軽量盛土工、機場本体工、沈砂池工、吐出水槽工、仮設工</td></tr><tr><td rowspan="2">河川維持・修繕</td><td rowspan="2">河川維持</td><td>河川土工、軽量盛土工、床止め工、床固め工、山留擁壁工、仮設工</td></tr><tr><td>河川土工、軽量盛土工、腹付工、側帯工、堤脚保護工、管理用通路工、現場塗装工、仮設工</td></tr><tr><td rowspan="5">海岸整備</td><td rowspan="2">堤防・護岸</td><td>海岸土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、護岸工、擁壁工、天端被覆工、波返工、裏法被覆工、カルバート工、排水構造物工、付属物設置工、構造物撤去工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工</td></tr><tr><td>突堤・人工岬</td><td>海岸土工、軽量盛土工、突堤基礎工、突堤本体工、根固め工、消波工、仮設工</td></tr><tr><td rowspan="2">海城堤防</td><td>海城堤基礎工、海城堤本体工、仮設工</td></tr><tr><td>浚渫(海岸)</td><td>浚渫工(ポンプ浚渫船)、浚渫工(グラブ船)、浚渫土処理工、仮設工</td></tr><tr><td>養浜</td><td>海岸土工、軽量盛土工、砂止工、仮設工</td></tr><tr><td rowspan="3">砂防・地すべり対策</td><td rowspan="2">砂防堰堤</td><td>工場製作工、工場製品輸送工、砂防土工、軽量盛土工、法面工、仮締切工、コンクリート堰堤工、鋼製堰堤工、護床工・根固め工、砂防堰堤付属物設置工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工</td></tr><tr><td>砂防土工、軽量盛土工、流路護岸工、床固め工、根固め・水制工、流路付属物設置工、仮設工</td></tr><tr><td>斜面対策</td><td>砂防土工、軽量盛土工、法面工、擁壁工、山腹水路工、地下水排除工、地下水遮断工、抑止杭工、斜面対策付属物設置工、仮設工</td></tr><tr><td rowspan="5">道路新設・改築</td><td rowspan="2">道路改良</td><td>道路土工、地盤改良工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、コンクリート工、カルバート工、排水構造物工、落石雪害防止工、遮音壁工、構造物撤去工、組立歩道工、トンネル工、仮設工</td></tr><tr><td>道路土工、地盤改良工、舗装工、排水構造物工、縁石工、路掛版工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、橋梁付属物工、組立歩道工、仮設工</td></tr><tr><td rowspan="2">舗装</td><td>工場製作工、工場製品輸送工、鋼橋架設工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工、歩道橋本体工、鋼橋足場等設置工、仮設工</td></tr><tr><td>コンクリート橋上部</td><td>工場製作工、工場製品輸送工、PC 橋工、プレバウム桁橋工、PC ホーラスラブ橋工、RC ホーラスラブ橋工、PC 版桁橋工、PC 箱桁橋工、PC 片持箱桁橋工、PC 押出し箱桁橋工、橋梁付属物工、コンクリート橋足場等設置工、仮設工</td></tr><tr><td>橋梁下部</td><td>工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、軽量盛土工、橋台工、RC 橋脚工、鋼製橋脚工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、仮設工</td></tr></table>	事業区分(Lv0)	工事区分(Lv1)	工事種別(Lv2)	河川改修	築堤・護岸	河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、根固め工、水制工、付帯道路工、付帯道路施設工、光ケーブル配管工、構造物撤去工、仮設工	浚渫工(ポンプ浚渫船)、浚渫工(グラブ船)、浚渫工(バックホウ浚渫船)、浚渫土処理工、仮設工	樋門・樋管	河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、樋門・樋管本体工、護床工、水路工、付属物設置工、構造物撤去工、仮設工	工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、水門本体工、護床工、付属物設置工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工(鋼管理橋)、橋梁足場等設置工(鋼管理橋)、橋梁現場塗装工(鋼管理橋)、コンクリート管理橋上部工(PC 橋)、コンクリート管理橋上部工(PC ホーラスラブ橋)、橋梁付属物工(コンクリート管理橋)、橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)、舗装工、仮設工	水門	工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、可動堰本体工、固定堰本体工、魚道工、管理橋下部工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工(鋼管理橋)、橋梁足場等設置工(鋼管理橋)、コンクリート管理橋上部工(PC 橋)、コンクリート管理橋上部工(PC ホーラスラブ橋)、コンクリート管理橋上部工(PC 箱桁橋)、橋梁付属物工(コンクリート管理橋)、橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)、付属物設置工、仮設工	排水機場	河川土工、軽量盛土工、機場本体工、沈砂池工、吐出水槽工、仮設工	河川維持・修繕	河川維持	河川土工、軽量盛土工、床止め工、床固め工、山留擁壁工、仮設工	河川土工、軽量盛土工、腹付工、側帯工、堤脚保護工、管理用通路工、現場塗装工、仮設工	海岸整備	堤防・護岸	海岸土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、護岸工、擁壁工、天端被覆工、波返工、裏法被覆工、カルバート工、排水構造物工、付属物設置工、構造物撤去工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工	突堤・人工岬	海岸土工、軽量盛土工、突堤基礎工、突堤本体工、根固め工、消波工、仮設工	海城堤防	海城堤基礎工、海城堤本体工、仮設工	浚渫(海岸)	浚渫工(ポンプ浚渫船)、浚渫工(グラブ船)、浚渫土処理工、仮設工	養浜	海岸土工、軽量盛土工、砂止工、仮設工	砂防・地すべり対策	砂防堰堤	工場製作工、工場製品輸送工、砂防土工、軽量盛土工、法面工、仮締切工、コンクリート堰堤工、鋼製堰堤工、護床工・根固め工、砂防堰堤付属物設置工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工	砂防土工、軽量盛土工、流路護岸工、床固め工、根固め・水制工、流路付属物設置工、仮設工	斜面対策	砂防土工、軽量盛土工、法面工、擁壁工、山腹水路工、地下水排除工、地下水遮断工、抑止杭工、斜面対策付属物設置工、仮設工	道路新設・改築	道路改良	道路土工、地盤改良工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、コンクリート工、カルバート工、排水構造物工、落石雪害防止工、遮音壁工、構造物撤去工、組立歩道工、トンネル工、仮設工	道路土工、地盤改良工、舗装工、排水構造物工、縁石工、路掛版工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、橋梁付属物工、組立歩道工、仮設工	舗装	工場製作工、工場製品輸送工、鋼橋架設工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工、歩道橋本体工、鋼橋足場等設置工、仮設工	コンクリート橋上部	工場製作工、工場製品輸送工、PC 橋工、プレバウム桁橋工、PC ホーラスラブ橋工、RC ホーラスラブ橋工、PC 版桁橋工、PC 箱桁橋工、PC 片持箱桁橋工、PC 押出し箱桁橋工、橋梁付属物工、コンクリート橋足場等設置工、仮設工	橋梁下部	工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、軽量盛土工、橋台工、RC 橋脚工、鋼製橋脚工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、仮設工	R7.4改定
工種区分	工種内容																																																													
河川工事	○河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする																																																													
河川・道路構造物工事	○河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(プレキャストセグメントを除く工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁下部工(RC構造)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) 3. ゴム伸縮継手、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2 及び 3 に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く																																																													
海岸工事	○海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸護壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 ○海岸高潮対策区間の河川工事にあつて次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																																																													
道路改良工事	○道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																																																													
鋼橋架設工事	○鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く																																																													
PC橋工事	○PC橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2. プレキャストセグメント構造のPC橋工事																																																													
事業区分(Lv0)	工事区分(Lv1)	工事種別(Lv2)																																																												
河川改修	築堤・護岸	河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、根固め工、水制工、付帯道路工、付帯道路施設工、光ケーブル配管工、構造物撤去工、仮設工																																																												
		浚渫工(ポンプ浚渫船)、浚渫工(グラブ船)、浚渫工(バックホウ浚渫船)、浚渫土処理工、仮設工																																																												
	樋門・樋管	河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、樋門・樋管本体工、護床工、水路工、付属物設置工、構造物撤去工、仮設工																																																												
		工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、水門本体工、護床工、付属物設置工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工(鋼管理橋)、橋梁足場等設置工(鋼管理橋)、橋梁現場塗装工(鋼管理橋)、コンクリート管理橋上部工(PC 橋)、コンクリート管理橋上部工(PC ホーラスラブ橋)、橋梁付属物工(コンクリート管理橋)、橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)、舗装工、仮設工																																																												
	水門	工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、可動堰本体工、固定堰本体工、魚道工、管理橋下部工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工(鋼管理橋)、橋梁足場等設置工(鋼管理橋)、コンクリート管理橋上部工(PC 橋)、コンクリート管理橋上部工(PC ホーラスラブ橋)、コンクリート管理橋上部工(PC 箱桁橋)、橋梁付属物工(コンクリート管理橋)、橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)、付属物設置工、仮設工																																																												
		排水機場	河川土工、軽量盛土工、機場本体工、沈砂池工、吐出水槽工、仮設工																																																											
河川維持・修繕	河川維持	河川土工、軽量盛土工、床止め工、床固め工、山留擁壁工、仮設工																																																												
		河川土工、軽量盛土工、腹付工、側帯工、堤脚保護工、管理用通路工、現場塗装工、仮設工																																																												
海岸整備	堤防・護岸	海岸土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、護岸工、擁壁工、天端被覆工、波返工、裏法被覆工、カルバート工、排水構造物工、付属物設置工、構造物撤去工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工																																																												
		突堤・人工岬	海岸土工、軽量盛土工、突堤基礎工、突堤本体工、根固め工、消波工、仮設工																																																											
	海城堤防	海城堤基礎工、海城堤本体工、仮設工																																																												
		浚渫(海岸)	浚渫工(ポンプ浚渫船)、浚渫工(グラブ船)、浚渫土処理工、仮設工																																																											
	養浜	海岸土工、軽量盛土工、砂止工、仮設工																																																												
砂防・地すべり対策	砂防堰堤	工場製作工、工場製品輸送工、砂防土工、軽量盛土工、法面工、仮締切工、コンクリート堰堤工、鋼製堰堤工、護床工・根固め工、砂防堰堤付属物設置工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工																																																												
		砂防土工、軽量盛土工、流路護岸工、床固め工、根固め・水制工、流路付属物設置工、仮設工																																																												
	斜面対策	砂防土工、軽量盛土工、法面工、擁壁工、山腹水路工、地下水排除工、地下水遮断工、抑止杭工、斜面対策付属物設置工、仮設工																																																												
道路新設・改築	道路改良	道路土工、地盤改良工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、コンクリート工、カルバート工、排水構造物工、落石雪害防止工、遮音壁工、構造物撤去工、組立歩道工、トンネル工、仮設工																																																												
		道路土工、地盤改良工、舗装工、排水構造物工、縁石工、路掛版工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、橋梁付属物工、組立歩道工、仮設工																																																												
	舗装	工場製作工、工場製品輸送工、鋼橋架設工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工、歩道橋本体工、鋼橋足場等設置工、仮設工																																																												
		コンクリート橋上部	工場製作工、工場製品輸送工、PC 橋工、プレバウム桁橋工、PC ホーラスラブ橋工、RC ホーラスラブ橋工、PC 版桁橋工、PC 箱桁橋工、PC 片持箱桁橋工、PC 押出し箱桁橋工、橋梁付属物工、コンクリート橋足場等設置工、仮設工																																																											
	橋梁下部	工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、軽量盛土工、橋台工、RC 橋脚工、鋼製橋脚工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、仮設工																																																												

【県版 新旧対照表】

業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
-----	-----------------

ページ番号	現 行		改 定		備 考																																																									
7-5	<table><tr><td rowspan="2">舗装工事</td><td></td><td>○舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く</td></tr><tr><td>橋梁保全工事</td><td>○橋梁の保全工事にあつて、次に掲げる工事 橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事(塗装、舗装打替え等は除く)</td></tr><tr><td rowspan="2">共同溝等工事</td><td>(1)</td><td>○共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事</td></tr><tr><td>(2)</td><td>○共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事</td></tr><tr><td>トンネル工事</td><td></td><td>○トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く</td></tr><tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td></td><td>○砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石雪崩防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事</td></tr><tr><td>道路維持工事</td><td></td><td>○道路にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路付属物塗装工、防雪柵設置撤去工^{※1}、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修^{※2}に関する工事 3. 道路標識^{※1}、道路情報施設、電気通信設備、防護柵^{※1}、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3 及び 4 に類する工事 ※1:局部の新設、復旧・更を主とする場合に適用 ※2:法面工の補修については局所的な場合に適用</td></tr><tr><td>河川維持工事</td><td></td><td>○河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4 及び 5 に類する工事</td></tr><tr><td rowspan="4">下水道工事</td><td>(1)</td><td>○下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事</td></tr><tr><td>(2)</td><td>○下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事</td></tr><tr><td>(3)</td><td>○下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事</td></tr><tr><td>(4)</td><td>○下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事</td></tr></table>		舗装工事		○舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く	橋梁保全工事	○橋梁の保全工事にあつて、次に掲げる工事 橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事(塗装、舗装打替え等は除く)	共同溝等工事	(1)	○共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事	(2)	○共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事	トンネル工事		○トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	砂防・地すべり等工事		○砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石雪崩防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事	道路維持工事		○道路にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路付属物塗装工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3. 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3 及び 4 に類する工事 ※1:局部の新設、復旧・更を主とする場合に適用 ※2:法面工の補修については局所的な場合に適用	河川維持工事		○河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4 及び 5 に類する工事	下水道工事	(1)	○下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事	(2)	○下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事	(3)	○下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事	(4)	○下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事	<table><tr><th>事業区分(Lv0)</th><th>工事区分(Lv1)</th><th>工事種別(Lv2)</th></tr><tr><td rowspan="4">道路新設・改築</td><td>トンネル(NATM)</td><td>道路土工、トンネル工(発破工法)、トンネル工(機械掘削工法)、トンネル工(非常駐車帯工)、トンネル工(坑口工)DIII パターン、トンネル工(小断面 NATM)、覆工、インバート工、坑内付帯工、坑門工、掘削補助工、仮設工</td></tr><tr><td>コンクリートシェッド¹</td><td>道路土工、プレキャストシェッド下部工、プレキャストシェッド上部工、RC シェッド工、シェッド付属物工、仮設工</td></tr><tr><td>鋼製シェッド</td><td>工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、鋼製シェッド下部工、鋼製シェッド上部工、シェッド付属物工、仮設工</td></tr><tr><td>地下横断歩道 地下駐車場</td><td>仮設工、開削土工、地盤改良工、現場打構築工 工場製作工、工場製品輸送工、仮設工、開削土工、構築工、付属設備工</td></tr><tr><td rowspan="2">共同溝・電線共同溝</td><td>共同溝</td><td>工場製作工、工場製品輸送工、仮設工、開削土工、現場打構築工、プレキャスト構築工、付属設備工</td></tr><tr><td>電線共同溝 情報ボックス</td><td>仮設工、舗装版撤去工、開削土工、電線共同溝工、付帯設備工 情報ボックス工、付帯設備工、仮設工</td></tr><tr><td rowspan="4">道路維持・修繕</td><td>道路維持</td><td>巡視・巡回工、道路土工、舗装工、排水構造物工、防護柵工、標識工、道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、コンクリート工、カルバート工、法面工、橋梁床版工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、現場塗装工、トンネル工、道路付属物復旧工、道路清掃工、植栽維持工、除草工、冬期対策施設工、応急処理工、構造物撤去工、組立歩道工、仮設工</td></tr><tr><td>道路修繕</td><td>工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、舗装工、排水構造物工、緑土工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、コンクリート工、カルバート工、法面工、落石雪害防止工、橋梁床版工、鋼桁工、橋梁支承工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、橋脚巻立て工、橋梁補修工、現場塗装工、トンネル工、構造物撤去工、組立歩道工、仮設工</td></tr><tr><td>橋梁保全工事</td><td>工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、舗装工、排水構造物工、緑土工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、法面工、落石雪害防止工、橋梁床版工、鋼桁工、橋梁支承工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、橋脚巻立て工、橋梁補修工、現場塗装工、トンネル工、構造物撤去工、仮設工</td></tr><tr><td>雪害</td><td>除雪工、仮設工</td></tr></table>		事業区分(Lv0)	工事区分(Lv1)	工事種別(Lv2)	道路新設・改築	トンネル(NATM)	道路土工、トンネル工(発破工法)、トンネル工(機械掘削工法)、トンネル工(非常駐車帯工)、トンネル工(坑口工)DIII パターン、トンネル工(小断面 NATM)、覆工、インバート工、坑内付帯工、坑門工、掘削補助工、仮設工	コンクリートシェッド ¹	道路土工、プレキャストシェッド下部工、プレキャストシェッド上部工、RC シェッド工、シェッド付属物工、仮設工	鋼製シェッド	工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、鋼製シェッド下部工、鋼製シェッド上部工、シェッド付属物工、仮設工	地下横断歩道 地下駐車場	仮設工、開削土工、地盤改良工、現場打構築工 工場製作工、工場製品輸送工、仮設工、開削土工、構築工、付属設備工	共同溝・電線共同溝	共同溝	工場製作工、工場製品輸送工、仮設工、開削土工、現場打構築工、プレキャスト構築工、付属設備工	電線共同溝 情報ボックス	仮設工、舗装版撤去工、開削土工、電線共同溝工、付帯設備工 情報ボックス工、付帯設備工、仮設工	道路維持・修繕	道路維持	巡視・巡回工、道路土工、舗装工、排水構造物工、防護柵工、標識工、道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、コンクリート工、カルバート工、法面工、橋梁床版工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、現場塗装工、トンネル工、道路付属物復旧工、道路清掃工、植栽維持工、除草工、冬期対策施設工、応急処理工、構造物撤去工、組立歩道工、仮設工	道路修繕	工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、舗装工、排水構造物工、緑土工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、コンクリート工、カルバート工、法面工、落石雪害防止工、橋梁床版工、鋼桁工、橋梁支承工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、橋脚巻立て工、橋梁補修工、現場塗装工、トンネル工、構造物撤去工、組立歩道工、仮設工	橋梁保全工事	工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、舗装工、排水構造物工、緑土工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、法面工、落石雪害防止工、橋梁床版工、鋼桁工、橋梁支承工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、橋脚巻立て工、橋梁補修工、現場塗装工、トンネル工、構造物撤去工、仮設工	雪害	除雪工、仮設工	R7.4改定
舗装工事		○舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く																																																												
	橋梁保全工事	○橋梁の保全工事にあつて、次に掲げる工事 橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事(塗装、舗装打替え等は除く)																																																												
共同溝等工事	(1)	○共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事																																																												
	(2)	○共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事																																																												
トンネル工事		○トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く																																																												
砂防・地すべり等工事		○砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石雪崩防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事																																																												
道路維持工事		○道路にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路付属物塗装工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3. 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3 及び 4 に類する工事 ※1:局部の新設、復旧・更を主とする場合に適用 ※2:法面工の補修については局所的な場合に適用																																																												
河川維持工事		○河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4 及び 5 に類する工事																																																												
下水道工事	(1)	○下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事																																																												
	(2)	○下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事																																																												
	(3)	○下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事																																																												
	(4)	○下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事																																																												
事業区分(Lv0)	工事区分(Lv1)	工事種別(Lv2)																																																												
道路新設・改築	トンネル(NATM)	道路土工、トンネル工(発破工法)、トンネル工(機械掘削工法)、トンネル工(非常駐車帯工)、トンネル工(坑口工)DIII パターン、トンネル工(小断面 NATM)、覆工、インバート工、坑内付帯工、坑門工、掘削補助工、仮設工																																																												
	コンクリートシェッド ¹	道路土工、プレキャストシェッド下部工、プレキャストシェッド上部工、RC シェッド工、シェッド付属物工、仮設工																																																												
	鋼製シェッド	工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、鋼製シェッド下部工、鋼製シェッド上部工、シェッド付属物工、仮設工																																																												
	地下横断歩道 地下駐車場	仮設工、開削土工、地盤改良工、現場打構築工 工場製作工、工場製品輸送工、仮設工、開削土工、構築工、付属設備工																																																												
共同溝・電線共同溝	共同溝	工場製作工、工場製品輸送工、仮設工、開削土工、現場打構築工、プレキャスト構築工、付属設備工																																																												
	電線共同溝 情報ボックス	仮設工、舗装版撤去工、開削土工、電線共同溝工、付帯設備工 情報ボックス工、付帯設備工、仮設工																																																												
道路維持・修繕	道路維持	巡視・巡回工、道路土工、舗装工、排水構造物工、防護柵工、標識工、道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、コンクリート工、カルバート工、法面工、橋梁床版工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、現場塗装工、トンネル工、道路付属物復旧工、道路清掃工、植栽維持工、除草工、冬期対策施設工、応急処理工、構造物撤去工、組立歩道工、仮設工																																																												
	道路修繕	工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、舗装工、排水構造物工、緑土工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、コンクリート工、カルバート工、法面工、落石雪害防止工、橋梁床版工、鋼桁工、橋梁支承工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、橋脚巻立て工、橋梁補修工、現場塗装工、トンネル工、構造物撤去工、組立歩道工、仮設工																																																												
	橋梁保全工事	工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、舗装工、排水構造物工、緑土工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、法面工、落石雪害防止工、橋梁床版工、鋼桁工、橋梁支承工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、橋脚巻立て工、橋梁補修工、現場塗装工、トンネル工、構造物撤去工、仮設工																																																												
	雪害	除雪工、仮設工																																																												
(1)-2 適用工種 (公園緑地)																																																														
事業区分(Lv0)		工事区分(Lv1)	工事種別(Lv2)																																																											
公園緑地整備・改修		基盤整備	施設撤去工、敷地造成工、植栽基盤工、法面工、公園カルバート工、擁壁工																																																											
		植栽	植栽工、移植工、樹木整容工																																																											
		施設整備	給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工、施設仕上げ工																																																											
		グラウンド・コート整備	グラウンド・コート舗装工、スタンド整備工、グラウンド・コート施設整備工																																																											
		自然育成	自然育成施設工、自然育成植栽工																																																											
(1)-3 適用工種 (下水道)																																																														
事業区分(Lv0)		工事区分(Lv1)	工事種別(Lv2)																																																											
下水道施設整備		管路	管きょ工(開削)、管きょ工(小口径管推進)、管きょ工(中大口径管推進)、管きょ工(シールド)、マンホール工、特殊マンホール工、取付管およびます工、地盤改良工、付帯工、立坑工、管渠更生工、光ファイバーケーブル敷設工、仮設工																																																											
		処理場・ポンプ場	敷地造成土工、法面工、地盤改良工、本体作業土工、本体仮設工、本体築造工、場内管路工、吐口工、場内・進入道路工、擁壁工、場内植栽工、修景池・水路工、場内付帯工、構造物撤去工、仮設工																																																											

【県版 新旧対照表】

業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
-----	-----------------

ページ番号	現 行	改 定	備 考																																														
7-6	<table><tr><td>公園工事</td><td>○公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事</td></tr><tr><td>コンクリートダム工事</td><td>コンクリートダム本体を主体とする工事</td></tr><tr><td>フィルダム工事</td><td>フィルタイプでダム本体を主体とする工事</td></tr><tr><td>電線共同溝工事</td><td>電線共同溝に関する工事</td></tr><tr><td>情報ボックス工事</td><td>情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)</td></tr><tr><td>浚渫工事 (港湾・漁港工事)</td><td>○港湾・漁港工事にあって、次に掲げる工事 航路、泊地、船溜の浚渫工事、構造物の床掘工事ならびに土取工事及びこれらに類する工事</td></tr><tr><td>構造物工事 (港湾・漁港工事)</td><td>○港湾・漁港工事にあって、次に掲げる工事 防波堤、防砂堤、導流堤、岸壁、栈橋、物揚場、係船杭、護岸の構築物に関する工事及びこれらに類する工事 ただし、浚渫、臨港道路、橋梁、鉄道に関する工事及びこれらに類する工事を除く</td></tr><tr><td>海岸工事 (港湾・漁港に関わる)</td><td>○港湾・漁港工事にあって、次に掲げる工事 堤防、突堤、離岸堤、護岸、樋門、水(閘)門、養浜等の構築物に関する工事及びこれらに類する工事</td></tr></table>	公園工事	○公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事	フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事	電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事	情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)	浚渫工事 (港湾・漁港工事)	○港湾・漁港工事にあって、次に掲げる工事 航路、泊地、船溜の浚渫工事、構造物の床掘工事ならびに土取工事及びこれらに類する工事	構造物工事 (港湾・漁港工事)	○港湾・漁港工事にあって、次に掲げる工事 防波堤、防砂堤、導流堤、岸壁、栈橋、物揚場、係船杭、護岸の構築物に関する工事及びこれらに類する工事 ただし、浚渫、臨港道路、橋梁、鉄道に関する工事及びこれらに類する工事を除く	海岸工事 (港湾・漁港に関わる)	○港湾・漁港工事にあって、次に掲げる工事 堤防、突堤、離岸堤、護岸、樋門、水(閘)門、養浜等の構築物に関する工事及びこれらに類する工事	<table><tr><td colspan="3">(1)-4 適用工種 (港湾工事)</td></tr><tr><td>事業区分(Lv0)</td><td>工事区分(Lv1)</td><td>工事種別(Lv2)</td></tr><tr><td rowspan="6">港湾整備</td><td>航路 泊地 船だまり</td><td>浚渫工、土捨て工、埋立工</td></tr><tr><td>防波堤 防砂堤 導流堤</td><td>海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(捨て石・捨てブロック式)、本体工(鋼矢板式)、本体工(コンクリート矢板式)、本体工(鋼杭式)、本体工(コンクリート杭式)、被覆・根固工、上部工、消波工、維持補修工、構造物撤去工、雑工</td></tr><tr><td>防潮堤</td><td>海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(鋼矢板式)、本体工(コンクリート矢板式)、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工</td></tr><tr><td>護岸 岸壁 物揚場</td><td>海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(捨て石・捨てブロック式)、本体工(鋼矢板式)、本体工(コンクリート矢板式)、本体工(鋼杭式)、本体工(コンクリート杭式)、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工</td></tr><tr><td>栈橋 係船杭</td><td>海上地盤改良工、本体工(鋼杭式)、本体工(コンクリート杭式)、上部工、付属工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、雑工</td></tr><tr><td>臨港道路</td><td>土工、道路舗装工、緑地工</td></tr><tr><td rowspan="5">海岸整備</td><td>堤防 防潮堤 護岸</td><td>海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(鋼矢板式)、本体工(コンクリート矢板式)、被覆・根固工、上部工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工</td></tr><tr><td>突堤</td><td>海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(捨て石・捨てブロック式)、本体工(鋼矢板式)、本体工(コンクリート矢板式)、本体工(鋼杭式)、本体工(コンクリート杭式)、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工</td></tr><tr><td>離岸堤</td><td>海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(捨て石・捨てブロック式)、被覆・根固工、上部工、消波工、構造物撤去工</td></tr><tr><td>樋門 水(閘)門</td><td>扉体工、仮締切工、海上地盤改良工、基礎工、付属工、土工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工</td></tr><tr><td>養浜</td><td>土捨て工、土工</td></tr></table>	(1)-4 適用工種 (港湾工事)			事業区分(Lv0)	工事区分(Lv1)	工事種別(Lv2)	港湾整備	航路 泊地 船だまり	浚渫工、土捨て工、埋立工	防波堤 防砂堤 導流堤	海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(捨て石・捨てブロック式)、本体工(鋼矢板式)、本体工(コンクリート矢板式)、本体工(鋼杭式)、本体工(コンクリート杭式)、被覆・根固工、上部工、消波工、維持補修工、構造物撤去工、雑工	防潮堤	海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(鋼矢板式)、本体工(コンクリート矢板式)、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工	護岸 岸壁 物揚場	海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(捨て石・捨てブロック式)、本体工(鋼矢板式)、本体工(コンクリート矢板式)、本体工(鋼杭式)、本体工(コンクリート杭式)、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工	栈橋 係船杭	海上地盤改良工、本体工(鋼杭式)、本体工(コンクリート杭式)、上部工、付属工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、雑工	臨港道路	土工、道路舗装工、緑地工	海岸整備	堤防 防潮堤 護岸	海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(鋼矢板式)、本体工(コンクリート矢板式)、被覆・根固工、上部工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工	突堤	海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(捨て石・捨てブロック式)、本体工(鋼矢板式)、本体工(コンクリート矢板式)、本体工(鋼杭式)、本体工(コンクリート杭式)、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工	離岸堤	海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(捨て石・捨てブロック式)、被覆・根固工、上部工、消波工、構造物撤去工	樋門 水(閘)門	扉体工、仮締切工、海上地盤改良工、基礎工、付属工、土工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工	養浜	土捨て工、土工	R7.4改定
公園工事	○公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事																																																
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事																																																
フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事																																																
電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事																																																
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)																																																
浚渫工事 (港湾・漁港工事)	○港湾・漁港工事にあって、次に掲げる工事 航路、泊地、船溜の浚渫工事、構造物の床掘工事ならびに土取工事及びこれらに類する工事																																																
構造物工事 (港湾・漁港工事)	○港湾・漁港工事にあって、次に掲げる工事 防波堤、防砂堤、導流堤、岸壁、栈橋、物揚場、係船杭、護岸の構築物に関する工事及びこれらに類する工事 ただし、浚渫、臨港道路、橋梁、鉄道に関する工事及びこれらに類する工事を除く																																																
海岸工事 (港湾・漁港に関わる)	○港湾・漁港工事にあって、次に掲げる工事 堤防、突堤、離岸堤、護岸、樋門、水(閘)門、養浜等の構築物に関する工事及びこれらに類する工事																																																
(1)-4 適用工種 (港湾工事)																																																	
事業区分(Lv0)	工事区分(Lv1)	工事種別(Lv2)																																															
港湾整備	航路 泊地 船だまり	浚渫工、土捨て工、埋立工																																															
	防波堤 防砂堤 導流堤	海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(捨て石・捨てブロック式)、本体工(鋼矢板式)、本体工(コンクリート矢板式)、本体工(鋼杭式)、本体工(コンクリート杭式)、被覆・根固工、上部工、消波工、維持補修工、構造物撤去工、雑工																																															
	防潮堤	海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(鋼矢板式)、本体工(コンクリート矢板式)、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工																																															
	護岸 岸壁 物揚場	海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(捨て石・捨てブロック式)、本体工(鋼矢板式)、本体工(コンクリート矢板式)、本体工(鋼杭式)、本体工(コンクリート杭式)、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工																																															
	栈橋 係船杭	海上地盤改良工、本体工(鋼杭式)、本体工(コンクリート杭式)、上部工、付属工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、雑工																																															
	臨港道路	土工、道路舗装工、緑地工																																															
海岸整備	堤防 防潮堤 護岸	海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(鋼矢板式)、本体工(コンクリート矢板式)、被覆・根固工、上部工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工																																															
	突堤	海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(捨て石・捨てブロック式)、本体工(鋼矢板式)、本体工(コンクリート矢板式)、本体工(鋼杭式)、本体工(コンクリート杭式)、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工																																															
	離岸堤	海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(捨て石・捨てブロック式)、被覆・根固工、上部工、消波工、構造物撤去工																																															
	樋門 水(閘)門	扉体工、仮締切工、海上地盤改良工、基礎工、付属工、土工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工																																															
	養浜	土捨て工、土工																																															

【県版 新旧対照表】

業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
-----	-----------------

ページ番号

7-7

現

行

1) 業務計画及び現地調査

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備 考
業務計画 (SWD3000)	1.4		1.0		1 業務あたり
現地調査 (SWD3005)	0.5		0.5		1 回あたり

※現地調査は、原則として標準歩掛を用いるが、現地が遠地にあるなどこれによりがたい場合は、見積もりを徴収する。

2) 積算資料作成

SWD3020 1 工事当り

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備 考
数量総括表及び数量計算書の作成		1.26	1.76	2.05	
積算資料作成	1.07	0.75	2.15	1.80	
データ入力			2.33	1.96	
合 計	1.07	2.01	6.24	5.81	

※工事に関する設計成果を基に監督員が指示する、工事予定価格又は、工事数量に合わせた数量総括表（数量計算書）及び工期設定のための工程を作成する。

3) 積算資料修正作業

SWD3030 1 工事当り

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備 考
数量総括表及び数量計算書の作成		0.91	0.97	1.13	
積算資料作成	0.54	0.62	1.36	1.14	
データ入力			1.85	1.08	
合 計	0.54	1.53	4.18	3.35	

※地元調整等の事業の進捗により 2)で監督員が指示した、工事予定価格又は工事数量に合わせた数量総括表（数量計算書）を作成する。

改

定

1) 業務計画及び現地調査

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備 考
業務計画 (SWD3000)	1.5		1.1		1 業務あたり
現地調査 (SWD3005)	0.5		0.5		1 回あたり

※現地調査は、原則として標準歩掛を用いるが、現地が遠地にあるなどこれによりがたい場合は、見積もりを徴収する。

2) 積算資料作成

SWD3020 1 工事当り

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備 考
数量総括表及び数量計算書の作成		1.54	2.19	2.49	
積算資料作成	1.16	1.09	2.68	2.21	
データ入力			2.61	2.49	
合 計	1.16	2.63	7.48	7.19	

※1. 工事に関する設計成果を基に監督員が指示する、工事予定価格又は、工事数量に合わせた数量総括表（数量計算書）及び工期設定のための工程を作成する。
※2. 上記歩掛には、仮(架)設設計計画の修正は含まれているが、計画の見直しは含まれないものとし、必要に応じて別途計上する。
※3. 上記歩掛には、見積徴収作業は含まれない。
※4. 上記歩掛を標準とし、以下の工事区分（Lv1）に対しては補正を行うものとする。
ただし、工種種別（Lv2）が4種以下の工事の場合は補正を行わない。

増減率

工事区分 (Lv1)	築堤・護岸	橋梁上部	橋梁下部	橋梁保全工事	港湾・海岸
増減率	+ 8%	+18%	+ 7%	+38%	+24%

※1. 橋梁上部は、鋼橋上部およびコンクリート橋上部の工事区分（Lv1）とする。
※2. 港湾・海岸は、港湾整備（Lv0）の航路 泊地 船だまり及び臨海道路以外の工事区分（Lv1）と海岸整備（Lv0）の樋門 水(開)門及び養浜以外の工事区分（Lv1）とする。

備

考

R7.4改定

【県版 新旧対照表】

業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
-----	-----------------

ページ番号

7-8

現 行

3) 積算資料修正作業

SWD3030 1 工事当り

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備 考
数量総括表及び 数量計算書の作成		0.91	0.97	1.13	
積算資料作成	0.54	0.62	1.36	1.14	
データ入力			1.85	1.08	
合 計	0.54	1.53	4.18	3.35	

※地元調整等の事業の進捗により 2)で監督員が指示した、工事予定価格又は工事数量に合わせた数量総括表（数量計算書）を作成する。

改 定

3) 積算資料修正作業

SWD3030 1 工事当り

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備 考
数量総括表及び 数量計算書の作成		1.07	1.43	1.67	
積算資料作成	0.73	0.88	1.70	1.68	
データ入力			2.14	1.79	
合 計	0.73	1.95	5.27	5.14	

※1. 地元調整等の事業の進捗により 2)で監督員が指示した、工事予定価格又は工事数量に合わせた数量総括表（数量計算書）を作成する。
※2. 上記歩掛には、仮(架)設設計計画の修正は含まれているが、計画の見直しは含まれないものとし、必要に応じて別途計上する。
※3. 上記歩掛には、見積徴収作業は含まれない。
※4. 上記歩掛を標準とし、以下の工事区分（Lv1）に対しては補正を行うものとする。
ただし、工種種別（Lv2）が4種以下の工事の場合は補正を行わない。

増減率

工事区分 (Lv1)	築堤・護岸	橋梁上部	橋梁下部	港湾・海岸
増減率	+ 2%	+18%	+15%	+24%

※1. 橋梁上部は、鋼橋上部およびコンクリート橋上部の工事区分（Lv1）とする。
※2. 港湾・海岸は、港湾整備（Lv0）の航路 泊地 船だまり及び臨海道路以外の工事区分（Lv1）と海岸整備（Lv0）の樋門 水(閘)門及び養浜以外の工事区分（Lv1）とする。

備 考

【県版 新旧対照表】

業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
-----	-----------------

ページ番号	現 行	改 定	備 考																																																																																																																																				
7-9	4) 図面作成 SWD3040 1 工事当り <table><tr><th></th><th>技師 (A)</th><th>技師 (B)</th><th>技師 (C)</th><th>技術員</th><th>備 考</th></tr><tr><td>30 枚未満</td><td></td><td>1.14</td><td>1.47</td><td>2.36</td><td></td></tr><tr><td>30 枚以上 60 枚未満</td><td></td><td>1.60</td><td>2.51</td><td>4.54</td><td></td></tr><tr><td>60 枚以上 90 枚未満</td><td></td><td>2.11</td><td>4.27</td><td>6.57</td><td></td></tr><tr><td>90 枚以上 120 枚未満</td><td></td><td>2.75</td><td>5.58</td><td>9.18</td><td></td></tr><tr><td>120 枚以上 150 枚未満</td><td></td><td>4.08</td><td>7.14</td><td>11.42</td><td></td></tr></table> 注：150 枚以上作成する場合は、見積りを徴収すること。 (2) 打合せ SWD3050 1 業務当り <table><tr><th></th><th>技師 (A)</th><th>技師 (B)</th><th>技師 (C)</th><th>技術員</th><th>備 考</th></tr><tr><td>業務着手時</td><td>0.5</td><td></td><td></td><td>0.5</td><td></td></tr><tr><td>中間打合せ</td><td>0.5</td><td></td><td></td><td>0.5</td><td></td></tr><tr><td>成果物納入時</td><td>0.5</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td>1.5</td><td></td><td></td><td>1.0</td><td></td></tr></table> 備考 1. 打合せには打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間 1 時間程度）を含むものとする。 2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した時間を含むものとする。 3. 中間打合せは、1 回を標準とする。		技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備 考	30 枚未満		1.14	1.47	2.36		30 枚以上 60 枚未満		1.60	2.51	4.54		60 枚以上 90 枚未満		2.11	4.27	6.57		90 枚以上 120 枚未満		2.75	5.58	9.18		120 枚以上 150 枚未満		4.08	7.14	11.42			技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備 考	業務着手時	0.5			0.5		中間打合せ	0.5			0.5		成果物納入時	0.5					合 計	1.5			1.0		4) 図面作成 SWD3040 1 工事当り <table><tr><th></th><th>技師 (A)</th><th>技師 (B)</th><th>技師 (C)</th><th>技術員</th><th>備 考</th></tr><tr><td>30 枚未満</td><td></td><td>1.40</td><td>1.77</td><td>2.89</td><td></td></tr><tr><td>30 枚以上 60 枚未満</td><td></td><td>1.91</td><td>2.87</td><td>5.23</td><td></td></tr><tr><td>60 枚以上 90 枚未満</td><td></td><td>2.52</td><td>4.73</td><td>7.74</td><td></td></tr><tr><td>90 枚以上 120 枚未満</td><td></td><td>3.29</td><td>6.36</td><td>10.66</td><td></td></tr><tr><td>120 枚以上 150 枚未満</td><td></td><td>4.70</td><td>8.14</td><td>13.16</td><td></td></tr></table> 注：150 枚以上作成する場合は、見積りを徴収すること。 設計業務と同時発注した場合、成果品の図面を修正することなく発注図面として利用できる工事以外は、上記の図面作成を計上するものとする。 (2) 打合せ SWD3050 1 業務当り <table><tr><th></th><th>技師 (A)</th><th>技師 (B)</th><th>技師 (C)</th><th>技術員</th><th>備 考</th></tr><tr><td>業務着手時</td><td>0.5</td><td></td><td></td><td>0.5</td><td></td></tr><tr><td>中間打合せ</td><td>0.5</td><td></td><td></td><td>0.5</td><td></td></tr><tr><td>成果物納入時</td><td>0.5</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td>1.5</td><td></td><td></td><td>1.0</td><td></td></tr></table> 備考 1. 打合せには打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間 1 時間程度）を含むものとする。 2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した時間を含むものとする。 3. 中間打合せは、1 回を標準とし、必要に応じて回数を増やすことができるものとする。		技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備 考	30 枚未満		1.40	1.77	2.89		30 枚以上 60 枚未満		1.91	2.87	5.23		60 枚以上 90 枚未満		2.52	4.73	7.74		90 枚以上 120 枚未満		3.29	6.36	10.66		120 枚以上 150 枚未満		4.70	8.14	13.16			技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備 考	業務着手時	0.5			0.5		中間打合せ	0.5			0.5		成果物納入時	0.5					合 計	1.5			1.0		R7.4改定
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備 考																																																																																																																																		
30 枚未満		1.14	1.47	2.36																																																																																																																																			
30 枚以上 60 枚未満		1.60	2.51	4.54																																																																																																																																			
60 枚以上 90 枚未満		2.11	4.27	6.57																																																																																																																																			
90 枚以上 120 枚未満		2.75	5.58	9.18																																																																																																																																			
120 枚以上 150 枚未満		4.08	7.14	11.42																																																																																																																																			
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備 考																																																																																																																																		
業務着手時	0.5			0.5																																																																																																																																			
中間打合せ	0.5			0.5																																																																																																																																			
成果物納入時	0.5																																																																																																																																						
合 計	1.5			1.0																																																																																																																																			
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備 考																																																																																																																																		
30 枚未満		1.40	1.77	2.89																																																																																																																																			
30 枚以上 60 枚未満		1.91	2.87	5.23																																																																																																																																			
60 枚以上 90 枚未満		2.52	4.73	7.74																																																																																																																																			
90 枚以上 120 枚未満		3.29	6.36	10.66																																																																																																																																			
120 枚以上 150 枚未満		4.70	8.14	13.16																																																																																																																																			
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備 考																																																																																																																																		
業務着手時	0.5			0.5																																																																																																																																			
中間打合せ	0.5			0.5																																																																																																																																			
成果物納入時	0.5																																																																																																																																						
合 計	1.5			1.0																																																																																																																																			
7-10	ロ 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。	ロ 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC 等の標準的な OA 機器費用（BIM/CIM に関するライセンス費用を含む）とする。	R7.4改定																																																																																																																																				

【県版 新旧対照表】

		業 種	積算基準及び歩掛表(業務委託)
ページ番号	現 行	改 定	備 考
7-11	ロ その他原価 その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。 (その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α) ただし、α は原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、25%とする。 ハ 一般管理費等 一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。 (一般管理費等) = (業務価格) × β / (1 - β) ただし、β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。	ロ その他原価 その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。 (その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α) ただし、α は業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、25%とする。 ハ 一般管理費等 一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。 (一般管理費等) = (業務原価) × β / (1 - β) ただし、β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。	